

平成24年3月2日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 杉原利明	2番 須山敏夫	3番 篠原多恵子
4番 新家良和	5番 福岡誠志	6番 小田伸次
7番 岡田美津子	8番 久保井昭則	9番 池田徹
10番 宍戸稔	11番 保実治	12番 亀井源吉
13番 伊達英昭	14番 近藤勉	15番 林千祐
16番 助木達夫	17番 大森俊和	18番 竹原孝剛
19番 平岡誠	20番 國岡富郎	21番 木村春雄
22番 伊達亮詞	23番 沖原賢治	24番 向井殿逸司
25番 黒瀬健郎	26番 菅三司	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田和俊	副市長 高岡雅樹
副市長 津森貴行	総務部長 元廣修
財務部長 中原環	地域振興部長 藤井啓介
福祉保健部長 森田和利	子育て支援部長 谷本富美江
総合窓口センター部長 瀧奥恵	市民病院部事務部長 田邊俊
教育長 児玉一基	教育次長 白石欣也
建設部長 花本英蔵	水道局長 上岡譲二
産業部長 堂本昌二	君田支所長 平岡淳
布野支所長 反田博美	作木支所長 瀧奥祥二郎
吉舎支所長 藤原晴彦	三良坂支所長 渡辺健次
三和支所長 行原雅典	甲奴支所長 小川恒
監査事務局長 伊川文雄	選挙管理委員会事務局長 池田祐治
農業委員会事務局長 高家幸男	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永清三	次長 勝山修
議事係長 中村静明	政務調査係長 池本敏範
政務調査主任 瀧熊圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 久保井 昭 則 篠 原 多恵子 須 山 敏 夫 宍 戸 稔 伊 達 亮 詞 新 家 良 和 向井殿 逸 司 菅 三 司 池 田 徹 平 岡 誠 竹 原 孝 剛

平成24年3月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（平成24年3月2日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		<p>一 般 質 問</p> <p>久保井 昭 則……………55</p> <p>篠 原 多恵子……………72</p> <p>須 山 敏 夫……………83</p> <p>宍 戸 稔…………… 100</p> <p>伊 達 亮 詞（延会）</p> <p>新 家 良 和（延会）</p> <p>向井殿 逸 司（延会）</p> <p>菅 三 司（延会）</p> <p>池 田 徹（延会）</p> <p>平 岡 誠（延会）</p> <p>竹 原 孝 剛（延会）</p>

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

——開議 午前10時 0分——

○議長（木村春雄君） 皆さんおはようございます。

本日から11人の議員による一般質問を3日間行います。

一般質問により、三次市の行政全般にわたる執行状況や施政をただしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は26人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、池田議員及び久保井議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（木村春雄君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） おはようございます。公明党の久保井昭則でございます。

お許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

3月議会の3日間にわたる一般質問の一番初めでございます。本当に緊張しておりますが、通告に従ひまして、それでは質問をさせていただきます。

まず、第1番三次市の農業についてお伺いをいたします。

集落、農業、農地の維持ということでございますが、高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等により、戸別での農業経営の維持は難しい状況になっております。生産した農産物の販売で農業に係る経費を賄える状況にはなく、他の収入により赤字を補てんしているのが現実でございます。

本市は、中山間地域であり、耕作状況が不利な農地も多く、耕作放棄地の増大も課題となっております。農地が荒廃することは、農業のみならず、集落機能の維持にも影響が大きいと思うわけでございます。国は、力強い農業構造の実現に向け、農地を集積し、中山間地域では10から20ヘクタール規模の経営体を育成することとしているわけでございますが、地域農業の担い手の確保は三次市の農業において重要な課題と考えるわけでございます。本市の現在の状況はどうか。また、それへの対応はどうかを、まず初めにお伺いをいたします。

（産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 堂本産業部長。

〔産業部長 堂本昌二君 登壇〕

○産業部長（堂本昌二君） 本市では、農業集落法人を初め、認定農業者、担い手などへ水田の集積面積は約1,540ヘクタールとなっており、約3割の水田を集積した経営が行われております。

担い手の育成は、経営規模や集落機能の維持のため、集落法人や認定農業者を重要な担い手として位置づけており、29の集落法人を含め125経営体を認定いたしておるところでございます。

集落法人では、振興作物のアスパラガスの植栽が10の法人、水田への和牛放牧が7法人、6次産品化が10法人で取り組まれ、経営の多角化が図られているところであります。

今後も、地域農業の担い手の確保は重要な課題でありますので、集落の意向を考慮しながら、県、JAなど関係機関と連携して、集落法人の設立、認定農業者の育成、経営高度化品目の導入、技術指導など幅広い支援を行うように考えておるところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 現在できている法人が29というふうにお聞きしましたが、これは水稲中心の経営がほとんどだと思っておりますが、経営上の課題について、どのようにとらまえられておられますか、お伺いをいたします。

(産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 堂本産業部長。

[産業部長 堂本昌二君 登壇]

○産業部長(堂本昌二君) 経営上の課題ということでございますが、まず3点程度あるかと思っております。

法人の例えば役員、あるいはオペレーターなどの高齢化。2番目には、本市は中山間地域でありますので、農地の集積あるいはほ場が小さいためにコスト削減がなかなか進まないというところ。3点目には、新たな加工品開発には加工技術あるいは機械設備などのコストなどの課題が多いというような課題を考えているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 次に、農家収入の向上に向けてということで、これまでのように稲作を中心とした農産物を生産し、販売するだけでは農家の収入は限られたものになっているわけでございます。国は、6次産業化法を制定し、地域の農林水産物を利用した新たな商品開発、販路開拓等を支援することになっております。本市には、ピオーネを初めとするブドウやアスパラガス、ヤマノイモ、カーターピーナッツ等の特産品、米、麦、大豆等の農産物がありますが、これらを活用して特産加工品の製造販売を行うことで、農家の収入を向上することが非常に重要なことと考えるわけでございます。6次産業化にということで、新たな担い手また新規就農者の確保にもつながっていくものと思われませんが、市の考えはどうか。

また、担い手の一つの課題として、いわゆる冬場、農閑期の仕事の確保が上げられるわけでございますが、6次産業化に取り組むことはこの課題の解消につながる一つの方法とも考えられるわけでございます。加工品の製造や販売には、設備や機械の整備、販売促進活動が必要に

なってくるわけですが、農家みずからがこれらに対応し、製造販売するには、投資額が大きいことも予想され、また商工業者との連携をしながら実施する必要もあるのではないだろうか。その上、加工品を販売しても、売り先がなければ収入には当然ならないわけでございます。直売所の整備、販路開拓のために売り込みやPRも必要でございますが、こういうことに対して市はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

(産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 堂本産業部長。

[産業部長 堂本昌二君 登壇]

○産業部長(堂本昌二君) 本市の市内のほうでは、水稻を中心にブドウあるいはアスパラガス、野菜などが生産されておりますが、農家所得の向上には農産物に付加価値をつけて販売する経営の多角化や高度化を図る必要があります。その6次産業化として積極的にこれを推進しているところでございます。

6次産業化法に基づきまして、本市内では2件がその計画を認定されているところでありますが、今、年間売上目標を8,000万円として、加工品開発あるいは施設整備などを行う法人に対して本市としては支援を行っているところでございます。また、市のほうでは、6次産品推進事業として、これまでも加工施設の整備を初め、真空包装機、米粉の製粉機などの機械導入に支援をし、農閑期での製造販売も可能となるよう取り組んでいただいているところでございます。

また、ワインを初め、アスパラパスタ、ラーメン、ヤマノイモコロッケ、パンなどの市内の農産物を使用して加工業者により製品化されており、独自産品とはならないのでありますが、今後の新商品の開発など、地元業者と連携した加工製造が必要と考えているところでございます。

6次産品制度を初め販路拡大には、がんばるまちづくり支援事業として加工施設の導入や販売施設の整備を支援して、農産物の生産、販売促進を通じて各地域の活性化が図れるように考えておるところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 6次産業に取り組んでいくには、先ほど言いましたように、施設とか、また機械への投資が当然必要でございます。そういったことを予算をしっかりと組んでいただいて、後押しをしていただければというふうに思っております。

それでは次に、農地・水保全管理支払交付金事業についてお伺いをいたします。

田舎の機能保全の柱として19年にスタートしました農地・水・環境保全向上対策事業もことしで終わりになり、かわる事業としての農地・水保全管理支払交付金事業について、去る2月にこの説明会が開催されたところでございます。

まず初めにお聞きしたいのは、これまで取り組まれた農地・水・環境保全向上対策事業は対象事業がかなり限定的で、対象地区も農事組合法人などの区域に限り、地域住民などの多様な

主体が参画する組織を設置し、市町村との協定により明確化した保全活動をする場合に支援を行い、機能診断などの事業手続、活動記録、写真、支払い帳など、本当に事務処理が余りにも高度かつ専門的で、この処理に難渋したのが実態でございます。このために、畦畔の草刈りに賃金を出すのが主となったという地域の声を聞くわけでございますが、結果として、この取り組みの地域数、対象面積と、それが市の農地全体に占める割合などと、どの程度となり、この成果と課題をどのようにとらまえておられますのかお伺いをいたします。

(産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 堂本産業部長。

[産業部長 堂本昌二君 登壇]

○産業部長(堂本昌二君) 平成19年度から始まりました農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、取り組み組織数が17組織、対象面積が660ヘクタールで、市の農地全体に占める割合は約11%となっております。

本事業は、農業者と非農業者で構成されました組織による活動を実施することを目的としており、地域の方々が一体となって環境整備活動などが実施されたことや、中山間地域直接支払交付金の制度の対象外地域でも活動が実施できたことにより、農地及び農業用施設の保全管理や各種施設の維持管理につながったことが成果と考えております。

一方、県の方針もあり、農業集落法人の地域のみ対象となっていたために、市全体での取り組みができなかったことが課題の一つであろうと考えております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 新たに始まります農地・水保全管理支払交付金事業は、農事組合法人以外の区域という制限もなくなり、広範に対応できるものとなっておりますが、せっかく拡大された区域も、前事業と同様、その事務手続などが難しい上に、取り組みをしない地域もあるのではなからうか。前回実施した地区は、その取り組みのノウハウを持っているので何とかなるが、新たに取り組む集落などの地域はかなり戸惑いがあったのではないかと思うわけでございます。ただ説明会をするから出席してくださいと、取り組みたい人は申請してくださいでは、地域の話し合いの積み重ねが必要な本事業は取りつきに踏み込めないもんがあるのではなからうかと思うわけでございます。また、せっかくの制度が活用されないのでは、国からの資金流入というのを失うことになるわけでございます。農政課としては、2月末までに共同活動支援事業申請で第1段階として、図面、農地集積表、構成員一覧表の提出を求められたが、その結果はどうであったのか。また、取り組みの第2段階として、規約、協定書、活動計画の提出の見通しはどうなのか。あわせて、取り組みの説明、相談はどの程度されたのかお伺いをいたします。

(産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 堂本産業部長。

〔産業部長 堂本昌二君 登壇〕

○産業部長（堂本昌二君） 平成24年度からの2期対策事業につきましては、県の方針によって法人要件のほうは緩和されましたが、取り組みに至らなかったような地域については、地域内での協議が調わなかったこと、あるいは先ほど申されたような事務手続等が負担になったというようなこともあったと考えております。今回、共同活動支援事業を申請される地域につきましては、取り組み面積を把握するため、2月末までに第1段階の資料の提出をお願いしておりますが、期間の短い中での作業でございまして、現時点で60地域の提出がありました。最終的には80程度まで行くのではないかなと考えておりますが、その取り組みの推進につきましては、昨年の9月に事業の説明会を7会場で実施し、130地域からの説明会の参加がございました。その後、希望される地域や集落での個別での説明会あるいは相談会も8回開催をいたしております。説明会の開催後には、取り組みを希望されました90の地域、これは約2,680ヘクタールでございますが、その要望量を把握しまして、このことについては県のほうへも提出をいたしたところであります。

この2月の中旬に、要望された全地域を今度は対象として、採択申請に向けての事務手続説明会を、これも6回を開催したところであります。第2段階として、3月末までには本市と協定を交わしていただきますので、必要書類の提出をしていただくよう進めていきたいと考えておるところでございます。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） 2点ほど質問させていただきますが、この県の予算の割り当ての見込みはどうかということと、また今回、準備不足などで申請できない地域や、また受けたくてもできない地域に対して、今後もしきめ細かな対応、対策が必要と思われませんが、具体的にはどのようなことをされるつもりかお伺いをいたします。

（産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 堂本産業部長。

〔産業部長 堂本昌二君 登壇〕

○産業部長（堂本昌二君） 先ほど申しましたように、昨年の9月には、各地域からの共同活動への取り組みの要望がございまして、それについて県のほうではその要望どおりについて予算化をされているということでの見込みを伺っております。

今回、いろんな事由で申請に至らなかった地域につきましては、今後県から追加での要望があるということでの照会がありましたら、その周知、あるいはこれまでも行ってきましたが、相談などその対応をしっかり行っていきたいと考えております。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） 共同活動支援交付金事業に取り組む地域は、向上活動支援交付金事業の対象となり、農業施設の長寿命化のための補修、更新を行うことが目的となっております。土地改良区で組まれていた事業の、いわば地域住民版でございますが、原則として、専門業者への外部発注とされ、発注は競争入札、そのための設計書、工事の監督、完了検査、これはとても地域の素人の集団では手に負えない事務でございます。これにはどのように対応されるのか。また、これは単に広島県土地改良連合会に委託せよということになるのか、この点についてお伺いをいたします。

（産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 堂本産業部長。

〔産業部長 堂本昌二君 登壇〕

○産業部長（堂本昌二君） この事業につきましては、専門業者への外部発注によって進めていく事業でございます。設計監理等の業務につきましては、民間の測量設計業者の方あるいは広島県土地改良事業団体連合会などを御利用していただくことになると考えております。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） それでは、簡単に聞きますが、地元とすればどこまですればいいのかということについてお伺いします。

（産業部長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 堂本産業部長。

〔産業部長 堂本昌二君 登壇〕

○産業部長（堂本昌二君） 地域の方のほうで行っていただくということになりますと、この事業を行う計画箇所を決定し、そして契約に至るまでの諸手続を行っていただくようになろうと思っております。また、工事完了後の先ほどの完了検査も発注側であります地域で行っていただくこととなります。この検査等につきましても、先ほどの契約に至ることについても、市のほうでしっかり指導、助言はやっていきたいと考えております。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） この制度は、初めに述べましたとおり、法人でなくても集落でも取り組める制度でございます。多くの集落が参加できるよう指導のほうをお願いしたいのと、またあわせて、農業農産の地域づくりに関する施策というのは、食と地域の交流促進対策交付金事業のように6次産業化また都市との農村交流、定住促進、集落型産地振興策など非常にメニュー化されているわけでございます。この農地・水保全管理支払交付金事業を含め、きめ細かな気配り、対応を行政のほうでしっかりとお願いし、この質問を終わらせていただきます。

では、次の質問に入らせていただきます。

新しい介護保険制度改正に対しての三次市の事業方針と対応についてについてお伺いをさせていただきます。

厚生労働省は、1月25日、2012年度からの3カ年、介護保険制度から事業者を支払う介護保険報酬の改定額を決定いたしました。また、平成23年6月には、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が成立され、新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定による医療と介護の機能強化、また連携強化の対応を求める法改正が行われたわけでございます。

そこで、改正されました新介護保険事業の基本的な事項について、二、三、質問させていただきます。

まず1番目は、今回の事業改正の基本的なものとしての地域包括ケアシステムの基盤強化について、三次市としての取り組みはどのようなものなのかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 急速に進みます高齢化に合わせ、平成24年度以降、いわゆる団塊の世代と言われる高齢期を迎える方が、介護を必要とする高齢者のみならず元気な高齢者やあるいは就労意欲の高い高齢者の皆さんが、これまで以上に増加していくということが見込まれているところでございます。

本市といたしましても、将来とも安定的な介護保険事業の運営を進めてまいりますには、議員御指摘のこの医療と介護、地域が連携いたしました地域包括ケアシステムを構築していくことが中心的な課題ととらえておりまして、現在、策定を進めております第6期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画におきましても、重点施策の柱の一つに位置づけまして、平成24年度から向こう3カ年の介護事業を含む高齢者保健福祉の施策を、この地域包括ケアシステムを優先的、重点的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 2点目は、改正された介護保険制度で取り組む医療と介護の役割分担、連携強化という、このことについて、三次市の事業としてどう取り組もうとしておるのか。また、医療関係者や介護保険事業者関係者とどのように協議をされ、三次市はどのように取り組んでいかれるのかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 医療ニーズの高い要介護高齢者が必要なサービスの提供を受けながら、在宅で生活できるよう、また入院、退院あるいは在宅復帰を通じて切れ目なく必要なサ

サービスの提供を受けられるよう、医療と介護の包括的な連携により支援する体制を整備してまいります。

特に、在宅での長期に療養する要介護高齢者の方が、必要な医療あるいは介護による適切な支援を受けながら、安心して在宅療養ができるように、かかりつけ医、あるいは病院が設置しております地域連携室、そしてケアマネジャー、訪問看護ステーションなど、介護サービスの提供者や地域包括支援センター等のこうした連携を図るためのネットワークの強化に取り組んでまいります。

なお、平成24年度から供用開始する川西小規模多機能施設につきましては、診療所に隣接しているという立地条件を生かしまして、この医療施設を同一の指定管理者で運営をするという方式を導入したところでございます。本市といたしまして、これを一つのモデルケースととらえまして、医療と介護の連携強化により相乗効果も検証していきたいと考えているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 3番目でございますが、三次市の新たな介護保険事業計画の案の中では、認知症高齢者への支援の充実とありますが、どのような支援でどのように充実をさせるのかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 認知症高齢者は、環境の変化に適用することが徐々に困難になっていくことから、ふだん住みなれた地域や環境の中での生活の継続性を重視した介護サービスの、あるいは支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、地域包括支援センターを中核といたしました認知症への相談支援、あるいは認知症予防の取り組みを評価いたしまして、認知症に対する正しい理解、介護に関する知識あるいは技術につきましても、介護者を含めた地域全体での普及啓発に取り組んでまいります。

具体的には、介護予防事業によります閉じこもり予防の推進、権利擁護の取り組みの推進、さらには認知症サポーターの養成と活動の支援、ボランティアや地域住民による支援や援助、いわゆるインフォーマルサービスと言われておりますけれども、そういったものの充実、そしてかかりつけ医、あるいは認知症の専門医、認知症の人と家族の会、そういったさまざまな団体、組織との連携をとりながら、総合的な支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 二、三、質問させていただきますが、認知症の対策にはやっぱり普通の

病気と同じように、早期発見、早期治療が重要と考えますが、どのような取り組みを考えておられるのか。

また、以前にも質問させていただきましたが、今後、若年性認知症への支援も大切と思いますが、どのような支援を考えておられるのかお伺いします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 早期発見につきましては、アルツハイマー型の老年認知症を初めていたしました認知症の患者の方は、その人らしさを保つ上で重要なことはやはり早期発見であり、早期の対応が生活の質向上に必要となってまいります。議員の御指摘のとおり、早期発見につながれば、最近では症状の改善や症状の進行を抑制する新しい治療薬の効果のほうも期待できるような状況があります。

その早期の発見のための対策といたしましては、かかりつけ医や認知症サポート医、そういった方々との連携できる体制を整備することが重要であろうと考えております。さらに、本人、家族、かかりつけ医、そして地域からの相談により早期発見できるよう、関係機関が適切に連携できる相談体制の整備充実を努めてまいりたいと考えております。

さらに、御質問ありました若年性の認知症の方への支援でございますが、高齢者の方と同様に、現役世代の人が認知症を発症することがあります。これらを若年性認知症と呼ばれておりますけれども、現役世代の人は診断される前に既に症状が進行してしまっていると。そして、社会生活が実情困難となっているというケースが現実となっているところでございます。このような事例に対しましても、高齢者と同様に、本人やその家族の方を支援するための地域包括センターを中心にしながら、認知症の専門医、あるいはかかりつけ医との連携とともに、経済的な不安解消、これらの相談等も重要になってまいります。これらのことも含めて、若年期の認知症の方と家族を支える会など、そういった支援組織とか団体の方々とも連携をとりながら、相談支援体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) ただいま3点ほど質問させていただきましたが、これはいずれも三次市の地域包括支援センターが深くかかわり、取り組むことになると思いますが、どのような指導と体制をとられるのか。また、市内の事業所で対応することができるのだろうか。事業所の状況は聞き取りをしておられるのかということと、本市としていづろ介護事業所に説明し、その説明に対してどう事業所に指導されるのかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長（森田和利君） 地域包括ケアシステムとは、先ほど少し述べましたように、医療や介護などの支援を必要とする高齢者の方が住みなれた地域で提供される介護保険や医療の各種サービス、地域の支え合いなどの多様な社会資源を活用して生活を続ける仕組みでございます。

この仕組みを構築する上で中核となる役割を担うのが地域包括支援センターでございます。現在、本市では、三次市地域包括支援センターを直営で運営し、公平かつ公正な立場で各サービス事業者との連携を図っているところでございます。今後は、この機能のさらなる充実強化に向けまして、運営体制を含めまして基盤整備を図ってまいりたいと考えております。

また、第6期高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画では、今後、在宅介護の充実に向けまして、24時間対応できる在宅介護サービス基盤を整備していくことが必要と考えておりまして、具体的には、夜間対応型訪問介護、そして定期巡回随時対応型訪問介護、看護という新しいサービスを、この平成25年度から、それぞれ1事業所ずつ整備する計画としていただいております。これらの事業につきましては、国、県の助成制度などを確保する中で、今後、平成24年度のうちには参入意欲を示していただけます事業所に対しまして、具体的な説明あるいは調整を行っていきたいと考えているところでございます。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） 立派な計画をつくられておられますが、これ運用の面ではやはり三次地域包括支援センターが本当に大事な役割を果たすわけでございますが、一生懸命これに取り組んでいただきたいと思っております。

この介護保険計画は割合大まかに書かれておるんで、よくわからんのですが、いただきました補足説明書の中に、1つだけ私はすばらしいなと思うことがありましたので、述べさせていただきます。

この中で、利用者本位の制度の改善ということで3点上げられております。この2点目、住宅改修費等の保険給付方法の改善を図る。住宅改修費及び福祉用具購入費については、一たん利用者が全額負担した後、保険相当額を還付する方法、いわゆる償還払いとなっておりますが、当初から1割負担でできるよう運用改善とあります。これ私も使わせていただきましたが、やはり手すりとかバリアフリーしたときに、やっぱり初めに17万円とか18万円出すというのは非常にちょっと難しい面があったわけでございます。また、利用者の方やケアマネジャーさんの方はやっぱりそういった意見がある中で、24年度から1割だけ用意すればいいという、これは私はすばらしいことだと思います。今回3件ほどありますが、今後、いろんな施策を運用する中で、現場の声を聞きながら、また数多くの改善をしていただければということをお願いして、次の質問へ入らせていただきます。

高齢者を守る肺炎球菌ワクチンの助成でございます。

正直、少し褒めておいてお願いでございますが、がんや心疾患、脳血管疾患に次いで日本人

の死因の上位を占めるのが肺炎でございます。肺炎は抵抗力の弱い高齢者にとりまして怖い病気の一つでございますが、その予防には肺炎球菌ワクチンの接種が有効とされております。私ども公明党は、肺炎から高齢者を守るため、予防ワクチンの接種に今一生懸命国の財政支援を求めているところでございます。予防ワクチンの効果は海外の研究で確認済みで、世界で広く使われているわけでございます。また、国内で行いました介護養護施設入所者を対象とした大規模な試験では、ワクチン接種で肺炎球菌性肺炎の発生を64%減らす結果となっております。しかも、ワクチンを接種した人の中に、肺炎球菌性肺炎で亡くなった人はいなかったわけでございます。日本では、その予防効果の高さから、私ども公明党の地方議員を中心に全国606市町村が先行して公費助成をお願いしております。しかし、それでも65歳以上の高齢者の接種率はいまだに12%、アメリカの60%に比べると甚だ低迷をしております。ワクチン接種は保険適用にならないために、費用は6,000円から9,000円程度かかり、負担は大きいのでございますが、本市においては、高齢者のインフルエンザ予防接種費用の助成制度があるわけでございますが、この肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成制度導入についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

(福祉保健部長 森田和利君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 森田福祉保健部長。

[福祉保健部長 森田和利君 登壇]

○福祉保健部長(森田和利君) 我が国において肺炎による死亡率は第4位に位置しておりまして、年齢、階級別に見ますと、特に75歳以上で男女ともに急激な増加が見られるようでございます。このうち肺炎球菌による肺炎は4分の1から3分の1を占められると考えておりまして、肺炎球菌ワクチン接種により肺炎の重症化防止や、あるいは死亡率を低下させるとの報告もあります。現在、成人の肺炎球菌ワクチンは国の予防接種部会において定期接種化が検討されているワクチンの一つとなっておりますけれども、法定化により増大する接種費用の負担や財源の拡大、確保、そういったものが大きな課題をなっているところでございます。

本市におきましては、高齢者の方の健康の維持、増進を優先課題といたしまして、疾病に対する正しい知識や予防対策などに力を入れているところでございます。この予防接種の公費助成につきましては、こうした国の法改正や、あるいは財政支援策の動向も踏まえまして、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 先ほど述べましたように、その予防効果の高さから660の自治体が助成をしております。これは私調べてみますと、3,000円とか4,000円とか5,000円でございますが、近隣の神石高原町は、これは全額9,000円の補助をやっております。この神石高原町の人口は1万1,000人、高齢化率42%、ですから5,000人が対象でございます。そのうちの1,000人が希望するとして予算を組んでおります。高齢者の数は高原町と本市では当然違うわけでございます

が、厳しい財政の中、この前新聞を見ましたら、一般会計98億円、そういった厳しい財政の中でも高齢者の支援を行っている実態は、私は評価できるものと思っております。本市も高齢者の支援策の一環として、助成を前向きに検討していただきますようお願い申し上げます、次の質問に入らせていただきます。

次に、環境対策について少し述べさせていただきます。

三次市の環境方針によりますと、本市は江の川を初め大小の美しい川が町を流れているわけでございます。川の都であり、歴史と文化が薫る山紫水明の町であり、この豊かな環境を守り、育て、将来に引き継いでいかなければならないと考えるわけでございます。そのために、人と自然が共生する地球に優しい潤いのある町をつくるために、地球温暖化対策、廃棄物対策、省エネルギー対策を推進していくと記載をされております。さらに、具体的な行動として、三次市みずから率先して、地球環境問題の改善に取り組み、ISO14001による環境マネジメントシステムを運用し、環境保全施策の継続的な実行と環境改善に取り組んでいくと定められておるわけでございます。

私もまさにそのとおりだと認識いたしておりますが、そこで環境取り組みの現状について質問をさせていただきます。

小規模発電についてでございます。

東京電力福島第一原発事故を契機に、エネルギー政策に対する国民の関心が高まる中で、地域分散や地産地消を特徴とする小規模発電の再生可能エネルギーが注目を集めているわけでございます。電力会社が一手に大規模発電をして遠くまで送配電する仕組みになってきた私たちの電気浪費の生活習慣があることを、福島を通じて痛感させられたわけでございます。その意味で、再生可能エネルギーによる地域分散型の小規模発電システムの開発と実用化が全国で活発化しつつあるのは当然のことととらまえております。

本市におきまして、小規模発電について、まず緑の分権改革についての概要と本市としての取り組み方針をお伺いをいたします。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 本市では、平成22年度に総務省の委託事業でございます緑の分権改革推進事業を活用し、地域の資源を最大限に活用する仕組みをつくることを目的として、市内での太陽光、風力、小水力、木質バイオマス、地中熱のクリーンエネルギーの賦存量及び利用可能量の把握と、その結果を踏まえた導入方針及び導入推進策の検討を行ったところでございます。

この結果、太陽光では、住宅や事業所への設置の推進や不法投棄、監視用カメラの電源としての利用、風力では、防犯灯の電源としてのマイクロ風力発電の利用、小水力では、せせらぎ水力発電装置の導入、木質バイオマスでは、安価な木質原料の供給体制、地中熱では、公共施設等への導入を検討することなどをクリーンエネルギーの導入方針としたところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 小水力発電は、一般的には法規制が非常に厳しくて、申請から認可まで時間がかかると言われておりますが、小水力発電利用に関する河川法の概要と小水力発電の分類についてお伺いします。またあわせて、本市が取り組む小水力発電の対象となる河川は、具体的にどのような場所なのかお伺いをさせていただきます。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 河川の水や土地を使用する場合には、あらかじめ河川管理者と協議する必要があるとございます。河川の水を使用するためには河川法に定める流水の占用の許可、土地の占用の許可が必要となり、河川区域内で工事を行う場合は工作物の新築等の許可、河川区域内においての土地の掘削等を行う場合は土地の掘削等の許可、及び河川保全区域内での工事を行う場合は河川保全区域内における行為の制限に関する許可申請を発電所ごとに行う必要があるとございます。

また、小水力発電の方式といたしましては、水の落差を利用する上かけ水車方式や水路の中に水車全体を水没させるらせん水車方式、水路の水の流れを利用する下かけ水車方式等があります。本市では、1基当たりの発電量は小さくても、初期費用が小さくて済むせせらぎ小水力発電の導入を検討するため、安定した水量と水流の確保が可能な農業用水路で下かけ水車方式による小水力発電について調査を行っているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 三次市では、昨年来、小水力発電の実証実験が作木において行われているわけですが、その実施状況を教えていただきたい。また、実用化での展開内容と実行スケジュールについても教えてください。三良坂の分も含めてでございます。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 昨年度は小水力の有効活用策を検討する目的で、作木町香淀、普通河川熊見川で、平成23年1月27日から3月31日までの間、小水力発電装置により発電量、流量、流速等について実証実験を行ったところでございます。結果といたしましては、19日間の平均で1日当たり2キロワットの発電量を得ることができたところです。

また、今年度は降雨等で流量等が影響されにくい農業用水路を活用し、県立広島大学の前川准教授の協力を得る中、下かけ水車方式による水車を開発いたしまして、三良坂町三良坂で実

証実験を行いました。その結果につきましては、現在取りまとめ中でございます。

24年度は、今年度開発しました水車を活用し、引き続き各所で検証を行い、実用化に向けての検討を行っていきたいと考えております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 発電した電力の使用目的、また費用対効果試算で三次市全体で実用化することは可能かどうかお伺いをいたします。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 小水力電力の活用といたしましては、有害鳥獣対策用電気さくや防犯灯、不法投棄防止監視カメラなどの電源を想定しているところでございます。現時点では、機器の製作費に対する発電量という意味では大きな効果は見込めないと考えております。しかしながら、今回の取り組みの目標でもございます新規資源の有効活用する中で、クリーンエネルギーの利活用に向けた仕組みづくりや市民の皆様への環境意識の啓発等に大きな効果が見込めると考えております。また、24年度は、今年度製作いたしました発電装置を使用し、各所で実験を行い、発電量を調査するとともに、装置の改良についても研究をしていきたいと考えております。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 先ほどの答弁で、19日平均で1日当たり2キロワットの発電量ということでございましたが、これ1日何時間になるのか。また、そのときの電流、電圧について、ちょっとわかりやすく教えてください。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 平均して1時間当たり、昨年度の熊見川の実証実験では83.4ワットの発電量があり、水力発電装置を24時間稼働しておりますので、1日当たり2キロワットの発電量となります。電圧は平均73.4ボルト、電流は平均1.1アンペアを測定しております。この発電量は40ワットの蛍光灯2本を24時間使用できる電力に相当いたします。ちなみに平成22年度の1家庭1日当たりの平均的な電力使用量は19.6ワットとなっているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） 緑の分権改革の趣旨である地域資源の有効活用による地域の活性化と自立化が目的であれば、ある程度の経済効果が創出される規模の取り組みに挑戦すべきとは考えておるわけですが、ことしの1月10日付の中国新聞で、岐阜県郡上市白鳥町石徹白地区の取り組みでは、最大出力2.2キロワットとあり、明るく日の中国新聞では三次市の取り組みでは最大毎時2.4ワットの発電と掲載されておりました。単純な比較では2.2キロワットと2.4ワット、約1,000倍の差があるわけですが、先ほど言われた2キロワットというのは作木での実証実験の発電量だと思います。現在行っておられる三良坂方式は、新聞の報道では2.4ワットの発電と記載されております。作木での実験と比べても、最大毎時2.4ワットということは、瞬間出力2.4ワットと解釈しても、作木での結果の80ワットから見たときには30分の1でございます。先ほど言われましたように、本市では緑の分権改革の中の小水力発電の資源の有効計画について、またガイドブックにはこの三良坂方式を三次方式と名づけて全市に展開する計画と記載されておりますが、私は2.4ワットといえ、乾電池2つぐらいではなかろうか。どんなんですかね。費用効果も含めて、計画そのものが甘いんじゃないかな。鳥獣被害防止やさくやLED防犯灯に使用すると御答弁でございますが、50万円という費用をかけて2.4ワット程度の発電量なら、本当に投資効果があるのかちょっと疑問に思うわけですが。

東日本大震災や福島第一原発の事故以来、節電の取り組みやクリーンエネルギーの利用について以前にも増して関心が高まっているのは、それは当然でございますが、本市におきまして、この方向性は間違っていないと思いますけれども、ある程度、地域のエネルギーが賄えるような規模の大きなクリーンエネルギー利用について考えるなら、もう少し検討してもいいのではないかと私は思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

（総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 瀧奥総合窓口センター部長。

〔総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇〕

○総合窓口センター部長（瀧奥 恵君） 先ほども申し上げましたように、今回の取り組みの目的でございます地域資源を有効活用するという中での効果につきまして、先ほど申し上げたところでございます。2年間、いろいろな実証実験を行った効果等、本年度はまだ集計中でございますので、そういうところも含めまして検証する中で、今後も議員がおっしゃいました大きなものとかも含めて検討課題となると思っております。

（8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 久保井議員。

〔8番 久保井昭則君 登壇〕

○8番（久保井昭則君） それでは、時間がありませんので、次へ行かせていただきます。

地球温暖化防止CO₂削減の取り組み状況でございますが、まずは本市のISO14001活動の今年度の重点的な取り組み項目と各部門の目的、目標をお伺いします。

また、三次市のホームページでは、平成18年度までの実績が掲載されておりますが、それ以後のデータの掲載がないが、毎年度集約されて情報公開されるのが本当ではないかと思っておりますが、その点についてお伺いします。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) 平成23年度のISO14001の重点目標は、共通目標といたしまして紙資源、電気、浄水、化石燃料の使用量削減及び庁舎内で発生する廃棄物の削減とリサイクルの5項目を推進し、いずれの項目につきましても、平成21年度と比較して使用量を削減するという目標といたしております。

また、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある冷暖房機器の使用制限や温度設定の変更、買い物袋の削減やノー包装運動等の取り組みを実施しているところでございます。

ISO14001の認証を取得して以来、その目的の達成状況について、市役所という一事業所の取り組み結果をホームページに掲載しておりましたが、市民への環境意識を啓発することが重要であると考え、快適環境の日や買い物袋ノー包装運動などに取り組んできたところでございます。

今後は、ホームページの掲載内容について検討し、積極的に市の取り組み状況をお知らせするとともに、あわせてさらなる環境意識の啓発に取り組んでまいります。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) 昨年の東日本大震災以降、電力不足問題が顕在化しておりますが、本市の関連施設では、ピーク電力の低減への取り組みは具体的にはどのようにされておられるのかお伺いをさせていただきます。

(総合窓口センター部長 瀧奥 恵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 瀧奥総合窓口センター部長。

[総合窓口センター部長 瀧奥 恵君 登壇]

○総合窓口センター部長(瀧奥 恵君) ピーク電力の低減は、季節や時間帯によって電力使用量を平準化することございまして、環境負荷の低減や電力会社への負担軽減等において重要な取り組みとなっております。本市の具体的な取り組みについては、太陽光発電設備やLED照明等の省エネ設備の導入、冷暖房器具の使用制限や温度設定の変更、昼休憩中の庁舎内のライトダウン等を行っているところでございます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) ピーク電源の低減について、今4つですか、していただきました。ピー

ク電源とは、最大事業電力、デマンドのことをごさいます、単位時間当たりの最大要電力を言うわけをごさいます。電力会社では、業務用及び産業電力について30分単位で計測、その間の最大使用電力を計測して電力量料金を算出し、毎月請求をしているわけをごさいます。したがって、ピーク電源を低減させようとするならば、ピーク電力が発生する時間帯、一般には夏季の午後1時から4時をごさいます、これを30分ごとに負荷を制御するシステム、デマンドコントローラーなどを整備する必要があるのではないかと私は思いますが、これについて御検討いただきたいと思ひます。

それから、時間がないので少し述べさせていただきます。

I S O 14001の取り組みの第一歩は、まず環境影響評価の調査から始めて、一番大きいものを取り組むべきだと考えております。昨年、一般質問でお伺ひしましたが、本市においては複数年で取り組んでいるのは先ほどの5項目上げられ、環境影響評価の順番では、庁舎内で発生する廃棄物の削減が1番、次が紙資源、3番が電気使用量、4番が浄水使用量との答弁をごさいました。したがって、このとおりの順番で進めてこられておるのではないかと思ひますが、私は電気の使用量がもう少し上ではないのかというのがどうもしてなりません。といひますのは、古い資料ですが、平成17年度、ちょっと古いんですが、市の関連施設の電力使用量というのは、2,500万キロワットアワー、これをCO₂に換算いたしますと、電力会社によって原子力、火力、水力の割合が違い、掛ける係数が違ひますが、中国電力の場合は掛け0.55、1万3,750トンCO₂となります。これは当然本市で使用する他のLPガス、A重油、軽油等の中では大きいのが明らかをごさいます。ちょっとI S O 14001とはちょっと外れますが、電気の使用料金ということから見ますと、1キロワット当たり市では幾ら払っているのかわかりませんが、少なくとも3億円、4億円ではなからうかと思ひます。これは平成17年をごさいますから、平成18年に市の関連施設へ太陽光発電をつけたのもあるにせよ、まだまだ今は上がっているのではなからうかと。

また、最近の電力料金の推移は中国電力の資料、燃料費調整額の推移を見ますと、昨年の8月までは下がってきたけども、8月から上がっております。よって最終的には5%ぐらいアップしてゐるのではなからうか。これに再生可能エネルギー法案の電力買い取り制度、太陽光発電促進賦課金は昨年は1キロアットアワー0.06円、6銭でした。これが24年度は0.11、いわゆる11銭、40%以上アップするわけをごさいます。これからも電力料金は絶対上がるものと考えております。間違っているかもしれませんが、私はやっぱり電力の使用量を制限することが、CO₂削減の大きな効果であり、ひいては電力料金の節約になるのではないかと考えるわけをごさいます。だからこそ、この今の順番を、電力を3番目でなしにもう少し力を入れて取り組んでいただきたい。

電力使用量の低減取り組みを行う場合に、基本はどこでどの施設やどの機械がどのぐらいの電気使用量があるかというのをつかむわけをごさいます。だから、電力計の見える化というのを再三言っただけです。各受電、変電施設の単位で電力会社は電気使用量を計測しております。これは取引用計器、電力量計をごさいます。その計測器に最大利用電力量計デマンドメ

ーターを連結設置し、時間単位の電力使用量を測定し、次にそのデータをもとに低減計画を策定するのが一般的な手順でございます。手順を踏んで、成り行きの結果ではなく、いいですか、成り行きの結果ではなく手順を踏んで、着実なステップをして電力消費量の低減を図っていただきたいという、そのために繰り返しますが、日々電力量が見える、電力の見える化、過去に2回御提案したわけでございます。

そういうことで、最後は要望という形ですが、やはり私は電力使用量の削減が一番であるということで、いろんなことも当然、紙資源もせにゃいけん、リサイクルもせにゃいけんですけども、もう少し電力量について目を向けていただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

議長、1つ残りましたが、まことに申しわけございませんが、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（木村春雄君） 順次質問を許します。

（3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 篠原議員。

〔3番 篠原多恵子君 登壇〕

○3番（篠原多恵子君） おはようございます。無所属の篠原多恵子でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、中学校保健体育における武道の必修化についてお伺いいたします。

武道は、日本古来の伝統文化として、規律と礼儀作法をとうとび、心胆を練る修行道として継承されており、人間形成にまた青少年の健全育成に大きな役割を果たしております。

こうした武道の特質が見直される中で、平成18年の教育基本法改正を受け、文科省では学習指導要領を改訂し、日本の歴史、風土に即した伝統文化の継承を上げ、平成24年度4月から、中学校で武道が必修になります。御案内のとおりでございます。

私は、1年前の3月議会定例会の一般質問において、必修化に向けての準備についてお伺いいたしましたところ、21年度は中学校の保健体育科の教員を対象として、夏期休業中に新学習指導要領改訂に伴う武道の必修化の趣旨について説明会を開催。21年度、22年度の2年間は、武道を含む新教育課程の説明会を開催して、そのポイントや内容について周知徹底を図り、実技指導においては、授業における武道の指導方法について、大学の教授等を招聘したり、各種研修会の武道の指導に参加させ、研修を深めている。23年度は、これらの研修に参加した教員を中心に、各学校で実践可能な実技指導の方法等について研究を進め、目的を達成できるよう準備を進めているとのことございました。

当時、御答弁いただきました準備態勢は、各学校では現時点において万全なのでしょうか。お伺いいたします。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 本市では、平成24年度から武道必修化に備え、平成21年度から、柔道及び剣道に必要な施設、用具等の補充を開始し、整備は今年度平成23年度ですべて完了しております。

武道の指導については、各学校で実践可能な指導方法につきまして研究をした上で、具体的な指導計画を作成しております。また、指導者の研修については、本市で昨年9月15日に実施した体力づくり研修会や県のほうで実施しております9月16日、10月12日の研修会で指導実践講座におきまして、具体的な指導方法や安全面の配慮事項等の徹底を図っております。

（3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 篠原議員。

〔3番 篠原多恵子君 登壇〕

○3番（篠原多恵子君） 今お聞きしますと、準備は万全のようでございますけども、せんだって、ごらんになった方もいらっしゃると思いますけども、NHKのクローズアップ現代やRCCのニュース特集で、武道必修化について大丈夫なのかとか、それから時期尚早ではという声がある中で、先駆けて実践してる学校等での実技指導への不安等を報道いたしておりました。現場は手探りの状況のようございました。相撲でしたけども、ある教員の方は、知ったかぶりで指導していると保護者が聞くとびっくりするようなことをおっしゃっていました。1年前の質問のときも、武道教育を適切に進めていくためには、それ相当の経験と資質を持った教員、指導者が必要ではないかと申しましたところ、保健体育の教員で生徒の負担にならないような効果的な指導を研究して、そして授業展開をするということございました。大丈夫なのでしょう。お伺いいたします。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 武道の指導者育成につきましては、本市で実施した体力づくり研修会や県教育委員会の指導実践講座の受講を義務づけておまして、この取り組みを進めてきております。実技指導につきましては、教員によって経験の差などがございますので、各学校の選択内容に応じて、指導者に研修を受講させるなど指導力の向上を図っております。

平成24年度にも、安全な武道指導のあり方について、市教育委員会主催の研修会を実施するなどして計画的に研修の機会を設定してまいります。

（3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 篠原議員。

〔3番 篠原多恵子君 登壇〕

○3番（篠原多恵子君） 各学校の保健体育の先生の得意とするものによって学校によっては違うんだろうと思います。今おっしゃったように。マスコミは、殊さら不安をかき立てるような報道をいたしておりますけども、やはり重要なのは安全対策でございます。安全面への配慮についてお伺いいたします。

体育スポーツ系教育活動は、学校安全上の重要な課題と言えます。日本スポーツ振興センターの統計によりますと、スポーツ系部活動の事故は球技が一番で、その次に武道、陸上競技が続いて、武道については柔道での発生が最も多くなっていて、部活での死亡率が一番高いとのことでございます。多発する事故は、部活動における勝利至上主義的な考えに立った試合に勝つことに焦点が当てられ、子どもの教育という目的は二の次になり、過酷なかつ高度な練習が課されるようになり、その結果、子どもの身体的、精神的能力がそれに追いつかず事故につながっているのだと言われております。

4月からの武道必修化に伴い、授業における指導の内容や方法を考える中で、安全面の配慮が一番でございます。指導者は外部から専門家を招聘し、教員と一緒に指導に当たっていただけないものでしょうか。武道の必修化は、競技ではなく教材として区別されるものと思っておりますが、教育現場では指導面、特に実技指導に不安を抱えておられるのではと思っております。武道家の方にお聞きしますと、実技は基本の徹底をということでございます。保護者の方も、テレビ報道とか新聞の広場の声などから安全面の不安があるようでございます。柔道に関して申しますと、これは一例なんですけども、柔道の事故で加速損傷というのがあって、頭を打つことだけではなく、頭を揺すぶるだけで発生するそうでございます。武道の経験のない教諭もおられると思っております。教育委員会から、専門家を要請されるお考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) スポーツ系部活動の事故防止につきましては、指導者が種目の特性によってあらかじめ予測される危険性について児童・生徒に事前指導を丁寧に行うことや、練習場や用具の安全確認を確実にすることを徹底しております。また、事故の防止のためには、生徒の状況に応じて過重負担とならないような効果的な指導方法等の工夫や、安全な活動を確保するための決まりを生徒が確実に守れるように、日常的に指導の徹底を図りながら、生徒の実態を踏まえた取り組みを進めていくことが重要であると考えております。

特に、柔道においては、議員御指摘のとおり、頭部を打つことや急激に頭部が揺さぶられることの危険性が指摘されておりまして、指導に当たっては、危険な動作や禁じわざを用いないこと、生徒の体調変化に気を配ること、生徒の技能体力の程度に応じた内容を段階的に指導することなど、安全の確保を最優先にした指導を行うよう徹底を図っております。

体育教員の専門性の向上ということにつきましては、こういった市、県で行っている研修で、これを実際に平成24年度は実践というか本格的な指導に入りますので、その中でさらに研修のほうは強化していきたいというふうに考えております。体育教員につきましては、大学の教職の専攻の中で実技として武道を実習しておりまして、この実技経験はすべての体育教員が持っております。その技量に基づきまして、当然学校でも武道の選択科目等を精査し、指導の計画を立てて、安全対策をしっかり持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 後ろから応援していただきましたけども、部活においては、生徒の体調変化だとかそういった状況を見て指導しているということでした。

部活と私申しました、教材によっては違うと思うんです。違っちゃいけないわけですけども、そのときにやはり教員だけでは大変なんじゃないかなと申しましたら、今大学のときに、学生ときにそういう実技はやってきたとおっしゃいますけども、この前もテレビ報道で見ましたら、柔道等は経験のない体育の先生が多いということをおっしゃっていました。ですから、そういう先生方と一緒に専門家を招聘し、一緒に指導されたらどうかということなんです。そのことにお答えください。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 先ほど議員がおっしゃいました、質問にありました外部の専門家の方を招聘して、学校現場で教員免許を持っておるといことがやっぱり指導する中心でございますから、その方に、今るる、次長が説明しましたような技能あるいは指導するためのいろいろな注意は十分研修で獲得していただきたいというふうに思いますし、さらには指導者として、いわゆる専門性だけではなくて、中学生に対する指導者として、教育者としての適性や資質、そういうようなものも勘案しながら、警察の皆さん方、あるいは地域の中でもそういうことについて非常に力を持っておられる方、そういうことの方の支援を受けるようなことを、やはり検討していかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っておりますし、それは今後、検討課題として、やっぱり教育現場の中で支援をしていただくような仕組みというものも検討していく必要があるかというふうに考えております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 今、教育長のおっしゃったこと、よくわかります。だから、先生はやはり指導面のところでも、実技というよりか、精神面とか教育面、そういったものを指導される。そうすると、外部から専門家を招聘すると、その方たちには補佐的に、実技でやっぱりけがが多いわけですから、そのところをそういう方がそばにいてくださったり、一緒になって指導に当たってくだされば、そういった安全面が確保されるかなと思うわけでございます。ですから、そのようにお願いをいたしたいと思っております。

それとあわせて、施設設備面も改善、工夫することで事故防止になると思っております。学校の体育館はシューズ利用を前提とした構造になっております。武道は素足で行いますので、身体への負荷が高く、足腰を痛めるなどの障害が多く発生していると聞きます。柔道、剣道は弾力性

のある床構造が必須です。改善工夫することで事故防止につながると思います。安全対策は重要でございます。こういったことについてどのようにお考えでございましょうか。お伺いいたします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 武道の指導施設に関しましては、学習指導要領では、武道場などの確保が難しい場合は、指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意することと示されております。各中学校の実施計画に沿いまして、平成21年度から教育委員会において必要な準備を進めており、柔道を実施する学校につきましては、安全確保の観点から、畳の滑りどめマットを整備いたしました。また、畳そのものが滑らない畳も購入したところもございます。また、柔道や剣道では、生徒が素足で学習を行う場面が多いことから、体育館等の清掃や用具の安全点検等を確実にすることも指導しております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 工夫をしていらっしゃるようでございますので、用具等も、本当に剣道等の防具等もよく点検しないと、壊れているとかというようなこともあると思いますし、ある学校では体育館のガラスを強化ガラスにするとかというようなことで、剣道で竹刀を振ったりするときの危険というようなこともあるようでございますので、やはり実践される前にそういったところをよく点検して下さって、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

指導される教員の一層の研修が重要になる中で、先ほども研修ということをおっしゃってましたけども、机の上だけの研修ではなかなかこれは実技が伴うものですから、そのところをきっちりやっていただきたいと思っておりますけども、それを踏まえて、1年前にも申しました、武道振興の拠点となる武道館の建設についてお伺いいたします。

市内の武道愛好者の方々は、地域の子どもたちへの指導と平素のけいこを通じて武道の継承に努めておられますが、けいこ場は体育館であり、利用に当たっては他のスポーツ団体との競合もあると聞いております。十分な指導とけいこに制約を受けておられるようでございます。

先ほど申しましたように、体育館は構造上の問題もあります。本市には、武道修練のための専用の施設がないわけでございます。武道教育を進めていくことに伴い、武道修練に使用できる専用の武道館建設の請願が三次市武道振興会から出され、21年6月議会定例会で採択いたしましたところ、この重みにつきましては、1年前も申し上げ、武道館の建設を要望いたしましたところ、当時の市長の御答弁によりますと、専用武道館の必要性は十分認識している、地域戦略プランのコンベンションシティ構想の中で検討させてほしいとのことでもございました。い

まだ検討中なのでございましょうか。その段階でお伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 武道館に建設についての御質問であります。初めに先ほどおっしゃっていただいたように、平成21年6月の市議会定例会において、専用の武道館の請願が全会一致で採択になったということは、私ども執行部としても重く受けとめさせていただいております。

また、問題は建設の御質問でございますが、御承知いただきますように、現時点で策定しておる実施計画含めて計画を持ち合わせておりませんので、きょうの一般質問では計画は持ち合わせてないということを言わざるを得ないことを御理解を賜りたいと思います。

問題は、これからの対応であろうと思っておりますが、1つは既に議会のほうへ考え方を示しをいたしております次期の総合計画を策定するように、来年度、24年度、25年度で策定するというお示しをしておりますが、そうした過程の中で、この武道館をどうするのかということを検討課題の一つとしてとらえていきたいなというように思っております。

また、2つ目としては、先ほどとの関連もありますが、スポーツの町三次というのを目指しておる本市でございますし、また教育委員会のほうで種々御答弁をさせていただいておりますように、いよいよ24年度から中学校における武道の必修化ということもございます。そうしたことを踏まえながら、なおかつ我々が大切にしなければならないのが財政でありますから、そこらも慎重に見きわめながら、総合的に検討していきたいと、このことを申し上げておきたいと思っております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) ただいまは市長から、今の段階での検討中ということをお聞きいたしました。計画は持ち合わせてないということでもございましたけども、24年、25年度で総合計画を策定される。その中にはぜひ、そこでも検討というんじゃなくて、そのところでは建設、武道館設置というふうにしていただきたいなと思います。財政のこともあるということはよくわかっておりますけども、武道関係者の方々の本当に要望は常に熱く重たいものを、私感じるところでございます。今、市長もおっしゃいましたように、スポーツの町三次というのを掲げているのであれば、伝統文化を継承するという形で武道館設置は武道指導者を醸成する基盤として大きな存在価値を持つものであり、武道修練のための専用施設として、そして次代を担う子どもたちの武道教育を進めていく上で、本当に規模は小さくてもいいんです。本当に武道の普及とともに伝統文化の支柱となるようなものを、本当に近い将来へ向かって、そのような視点を持っていただきたいと、これは切望いたしますので、よろしく願いいたします。

武道のことにつきましてはここまでしておきます。

2番目は、市立三次中央病院の医師についてでございます。

短時間勤務制度の導入についてお伺いいたします。

2月4日の中国新聞によりますと、市立三次中央病院の医師の短時間勤務を可能にする制度を計画し、特区の提案をしてあるとありました。後日、中央病院の中西医院長からも、その件についてお話を聞くことができました。取り組みへの熱意が伝わってまいりました。

全国的に医師不足が問題視されている中で、現在、中央病院は医師が確保できていても将来は見通せない状況下で、医師が働きやすい環境をつくることは非常に好ましいことだと思います。働きやすい病院評価事業を行っているNPOによりますと、すべての医療スタッフにとって働きやすい病院というのは、ワーク・ライフ・バランスをどう実現しているかということだそうです。その一つの柱に、時短勤務が上げられています。中央病院では、具体的な勤務体系などは認定後協議していくということでもございました。

最近、ワーク・ライフ・バランスを一步進んで、ワーク・ライフ・インテグレーションの考え方に立って職場改革の方針とする病院等がふえていると聞きます。これは、仕事と家庭でみずからを切りかえ、役割を使い分けるというワーク・ライフ・バランスではなく、個人と家庭を含め、人としての生活がまずあり、それを仕事といかに結びつけ、豊かな人生を築いていくかということでもございます。その考えに立った短時間勤務体制は具体策の一つだろうと思います。

病院内では、ワーク・ライフ・インテグレーション・プログラムを作成し、研修会参加支援や成長の機会提供や、各種資格取得支援等の自己実現支援や衛生要因向上等の取り組みをすることによって、人が豊かに生きて成長することで組織もよりよくなると言われています。成果も出ている病院もございます。ぜひとも短時間勤務導入と同時に、ワーク・ライフ・インテグレーションの考え方に病院の管理者や医療スタッフは意識を改革していただき、働く環境の整備を地道に具体的に進めていく必要があると思います。このことが医師確保につながってまいりたいと思います。先進事例を研究していただきたいと存じますが、御所見をお伺いいたします。

(市民病院部事務部長 田邊 俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 田邊市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 田邊 俊君 登壇]

○市民病院部事務部長(田邊 俊君) お話をいただきましたとおり、医師確保のために、三次中央病院では、新たな受け皿の一つとして正職員の短時間勤務に取り組んでおります。さらに、自己啓発の研修といたしましては、職員の資質向上を図るために、国内外に派遣をする制度も運用しておりますし、専門医や認定医の取得、看護師では認定看護師を取得するなどの実績もございます。これらの取り組みが、ひいてはより高度で効率的な医療の実施に資することにもなっていると考えております。

ワーク・ライフ・インテグレーションのプログラムにつきましては、こうしたいわゆる短時間勤務等医師の勤務条件、それから医師のスキルアップと申しますか、それを有効に活用できる体制が大切と考えて、それに取り組んでおります。こういうことが、仕事と個人生活を柔軟

に統合するというワーク・ライフ・インテグレーションのプログラムのそういう考え方にも合致するものと考えております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 中央病院では、既にそういうワーク・ライフ・インテグレーションの考え方に立って進めておられるんだと思いますけれども、一層本当に医師の方を中心に、医療スタッフの方々の自己実現ができるような支援をどんどんして、本当に豊かな人生を築いていただいような形をとって、そして仕事と結びつけていただいということが、よりいい結果を生もうかと思いますので、そういったことを今後ともやっていただきたいと思し、それから今さっき申しました勤務体系等は、またこれからも検討されるんだと思しけれども、まだ認定はいつおりのかわかりませんか。

(市民病院部事務部長 田邊 俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 田邊市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 田邊 俊君 登壇]

○市民病院部事務部長(田邊 俊君) 特区の申請をいたしましたけれども、多分4月ぐらいになると結果が出るというふうに楽しみにはしております。新聞にも出ておりましたけれども、自治体では例がないということですので、ぜひとも短時間の正職員ということの扉を開きたいなというように考えております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) では、そのように取り組んでいただく中で、次は、女性医師への支援と活用についてお伺いいたします。

女性医師が生き生きと仕事を続け、豊かに生きていくためには、先ほど来から申ししておりますワーク・ライフ・インテグレーションの考え方に立った時短勤務しかりでございます。そして、結婚、出産、育児、それについてきめ細かく相談体制ができるような、そういったことが重要でございますし、院内保育も必要でございます。手厚いのではなくて、女性の医師が気兼ねなく働き続けられるということが大事でございますので、環境整備を進めることだと思し。そのお考えについてお聞かせください。

(市民病院部事務部長 田邊 俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 田邊市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 田邊 俊君 登壇]

○市民病院部事務部長(田邊 俊君) 女性医師の働きやすい職場環境として、現在は育児休業、育児短時間勤務や部分休業の制度がございます。さらに、育児等にこだわらない先ほどの正職の短時間勤務制度も検討しております。そして、環境整備に努めたいと思っております。

また、相談体制については、病院内の医局を中心に整えております。これも中央病院内には女性医師数名おりますので、そういうことで、女性医師が働き続けられるよう、また男性医師もそれをバックアップしていこうということで、医局を中心に制度を整えております。

院内保育についても、職員の働きやすい職場環境のために、大変重要な課題だというふうにとらえてございます。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 院内保育は女性医師だけではなくて、看護師さんも確保、7対1の体制にするのに大切なことでございますので、院内保育をお願いしたいと思っております。

それから、今申しました女性医師が気兼ねなくと申しましたのは、統計によりますと、女性医師は結婚、出産、育児ということでやめたり休んだりする。そういうことで、自分たちが組織に迷惑をかけてるという気がすごくしていらっしゃるんです。ですから、本当に女性医師がそういったことを取っ払って、気兼ねなく勤められるということが大事だということを申しております。本当に、組織が、医師が確保できないとかというのも、女性医師がなかなか雇ってもらえないというのもこういうようなことがあるからじゃなかろうかというような女性医師には気兼ねがありますので、気兼ねなく働き続けられるということをお願いしたいと思いますので、そういった組織体制、環境体制が大事だと思っております。そのことはよくわかりだと思っておりますので、次に参ります。

自治体病院でございますので、自治医大の出身の医師を雇用することは比較的容易じゃなかろうかと思うんです。女性医師は、自治医大出身が割と多いわけなんです。自治医大出身は総合的に診察することが可能でございますので、そこで患者のニーズを踏まえた診療体制の整備をする上で、女性医師による女性専用外来の設置を提案させていただきたいと思っております。

女性の中には、女性特有の病気で受診しづらくて、そして悩んでいる人が多くいます。女性の患者は同性という気兼ねのない状況のもとで診察を受けることができますし、悩むこともないと思っております。現在、中央病院では、女性医師が少ない中で、女性としての感性を發揮できる、そしてまた主体的に自立していける場があるということで、将来的に女性医師の雇用の起爆剤になるんじゃないかと思いますが、いかがでございますでしょうか。

(市民病院部事務部長 田邊 俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 田邊市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 田邊 俊君 登壇]

○市民病院部事務部長(田邊 俊君) まず、自治医大からお話をいただきましたので、自治医大について少し御説明をいたしたいと思います。

自治医大は、御存じのように、昭和47年でしたか、都道府県が出資した医療法人が運営をしております。その中で、各県の枠というのが大体各都道府県二、三名と、2名から3名というふう聞いております。その中で、男女合わせてですけれども、その中で入学をしていくとい

うことを聞いておりますし、6年間卒業しますと、すぐ地元の自治体へ帰って、知事の命を受けて、いわゆる僻地等に赴任をすることになっております。それに今自治医大では、女性の数が、全国の医大生約3割女性がいるというふうに言われておりますけれども、自治医大の女性の割合は今現在2割程度でございます。その中で地元へ帰って赴任をして、知事の命で赴任をしていくわけですので、なかなか少ないというのが現状でございます。

中央病院の女性医師は、お話をいただいたように、今は外科、眼科、放射線科、麻酔科、そして研修医、1名ずつ計5名の医師がおります。医師の確保については困難な状況が続いております。女性医師による女性専用外来、広島県ですと県立広島病院にございますけれども、その設置についてはお話をいただきましたけれども、将来的な課題だということにとらえております。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) 自治医大出身が県からのあれで2名か3名とおっしゃいましたね。ですから、なかなか、私は比較的容易だろうと思ったんですが、なかなか容易ではないというようなことでございますけれども、それはその自治医大出身者は総合的に診察できるということで、女性外来で総合的に診察できればと思ったんですけれども、それは今の女性専用の外来は、そういう自治医大の先生じゃなくとも、女性の方特有ということになると、婦人科のほうが多いかと思うんですけれども、そういった先生方でも、女性専用外来に配置されるということは必要じゃなかろうかと思うんです。やはり私ずっと男女共同参画言ってまいりましたけれども、女性にとって女性に優しいということ必要ですし、それから今の女性の医師を育てるということもでございます。そうやって今5名いらっしゃるということでございましたけれども、もっともっと女性の医師もふえて、本当に気兼ねなく働いていただきたいなと思っておりますので、いつぞや全員協議会でも申しましたけれども、女性の医学部の生徒さんは、広大にしても島根大でも随分多くなってきよるんです。ですから、本当に女性医師の方をどんどん雇用してくださいと申しましたら、市長は、女性医師を嫌うとるんじゃないけ、どんどん雇用しますということでもございましたので、まずは女性医師の方の雇用ということも申しておりますし、女性の患者さんで本当に悩んでおられる方のためにも、女性専用外来をと思います。そういうことですが、何かお答えがあればしてください。

(市民病院部事務部長 田邊 俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 田邊市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 田邊 俊君 登壇]

○市民病院部事務部長(田邊 俊君) 女性専用外来でございますけれども、県内の県立広島病院を見ますと、女性が今4名だったと思うんですけれども、4名が女性を外来で専門に見ておるということを聞いております。全国的に見ましても、産婦人科の医師、それから精神科の医師、内科の医師等が女性専用外来ということで設けているのが多いようでございます。そういうお

医者さんが、女性の医師の方が赴任をされた場合には、話をして、どういう方策があるのかということとは検討はしてまいりたいと思います。

(3番 篠原多恵子君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 篠原議員。

[3番 篠原多恵子君 登壇]

○3番(篠原多恵子君) じゃあ、そういったことで前向きに検討していただきたいと思います。検討というのは、何年たっても検討検討言われるんですけども、できるだけ早いうちにそういったことをやっていただければ、だから県立病院でもそういったことをやっておられるのであれば、そこへ行って研究なりしてきていただいてやっていただければ。やはり先進地から学ぶというところちょっと悪いんですが、そこへ行って研究をして取り入れるということは大事なことでございますので、そういったことをお願いしておきます。もう結構でございます。ありがとうございます。

ただいま私の質問や提案に御丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。すっきりしたお答えばかりいただいたわけじゃございませんけども、これで私ごとで申しわけございませんけども、この場をおかりいたしまして一言ごあいさつさせていただきたいと思います。

私は、今限りで17年間本当にお世話になりました議員生活から引退をすることにいたしました。本当に皆様方には大変にお世話になりました。そして執行部の皆様には、市長初めとして、私本当に無理難題も多く述べてきたと思いますけども、真摯にお答えいただきました。それで、私なりに市民の皆様への負託にいささかでもおこたえできたのじゃないかと思っております。ですから、私はやはり17年間通しまして、男女共同参画社会づくりを政策提言するときも提案するときも、常に根底にその視点を置いて質問なり提言なりしてまいったと思っております。随分男女共同参画につきましても、前回も質問させていただきましたが、少しずつ形になってるんじゃないかと思っております。安心して、また次の方にもそういったことを申し伝えておきたいと思っております。

私何も市民の方の負託にこたえることができなかつたんじゃないかと思うんですが、年齢も重ねてまいりましたので、ここらで引退をさせていただくことにいたしました。本当に市長を初めとして執行部の皆様、いろいろこの三次市の発展については、現社会においては難題が山積しておりますけども、大変だと思いますけども、どうぞ三次市の発展のために御尽力をいただきたいと思っております。

最後になりましたが、市長初め執行部の皆様方、そして議長初め、そして議員の皆様方には大変お世話になりました。本当に長いことありがとうございました。そして、議員の方には、特に4月に向かって、本当に御健闘をお祈りいたしております。長いことありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせて……。

はいじゃあ、もう一回座ります。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 先ほど御答弁も申し上げましたが、言葉足らずもありますから、武道館の建設については、真剣に今後とも検討してまいりたいと思っておりますし、女性医師の確保ということでございます。これらについても、中西病院長を中心に、女性医師の確保、ひいては全体の医師の確保、今現在61名から60名前後しておりますが、こうした医師の確保に全力を挙げて、市民の皆さんの安心のほうへ向けて努力、尽力をかけていきたいと思っております。

また、先ほどは篠原議員のほうから、今期をもって勇退するというところで表明をされました。篠原議員さんにおかれましては、新生三次市8年間、さらには旧三次市の長年にわたって三次市の発展のために、また市民の皆さんのために大変なる御尽力をいただきましたこと、市長として感謝と敬意を申し上げまして、関連のきょうございました質問に対してお答え申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

（3番篠原多恵子君「ありがとうございました。どうも最後に、温かい御答弁と、そしてまた本当に私のような者がやめていきますことに対しましてごあいさついただきまして、本当にありがとうございました。どうも皆様、ありがとうございました。失礼いたします」と呼ぶ）

○議長（木村春雄君） 篠原議員におかれましては、今までの議会活動大変御苦労さまでした。今後も健康には十分留意されて、また一市民として御活躍をされることを、私のほうからもお祈りを申し上げたいと思います。どうも大変御苦労さまでした。

それでは、この際暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時48分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（木村春雄君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 日本共産党の須山敏夫でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、市長の政治姿勢について伺いたいというふうに思います。

戦後、長く続いた自民党を中心とする政権が2年半前に民主党中心の政権に交代をいたしました。しかし、期待に反して、一向に回復しない景気、政治に対する失望など、国民の中に閉塞感が渦巻き、政権交代する前より政治が悪くなったという実感を持っている国民も多くあり

ます。

増田市長は、29日の本会議の施政方針演説で、市長就任以来一貫して訴えているのは、ぬくもりのある市政、人と人が助け合い、行政と市民が支え合うきずなで築く市政により、頑張る三次を一緒につくり上げることだと強調されました。そして、政策の重点方針として「がんばる」「あんしん」「ぬくもり」という3つのテーマを掲げて、それぞれ主要事業の説明をされました。私は、この3つのテーマを否定するものではありませんけれども、問題はこれらを具体的な施策として実施していく上においては、国の政策や施策に大きく左右されることがあるというふうに思います。こうした観点から、国政に対する考え方についてお伺いをします。

まず、税制についての問題であります。東日本大震災と福島原発事故から1年がたとうとしておりますけれども、被災者の皆さんの苦しみは今なお続いております。また、多くの中小業者や国民の皆さんが生活費にまでかかる重税に苦しんでおります。一日も早い大震災、原発災害からの復興と生活再建、中小業者や国民の暮らしと営業を守るための施策が求められておりますけれども、こういう状況のもとで、地方自治体は今何をしなければならないのか。自治体が今なすべきことは何なのか。このことが鋭く問われていると考えるものであります。

まず最初に、自治体の果たすべき役割についての認識をお伺いしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 須山議員のほうから、税制のあり方についてと、その中での基本的な考え方を御質問をされたわけであります。少し長くはなると思いますが、税制の基本的な考え方を述べさせていただき、また補完すべきところは補完させていただきたいと思っております。

ただいま須山議員のほうから、税制に関する基本的な観点からの考え方を見解を述べられましたが、そのこと自体、私も大切なことであると理解をしております。その根本になる地方税制であります。御承知いただきますように、法律による縛りというのがあり、地方自治体の裁量というのは極めて狭いものになっております。また、所得弱者等に対する配慮は、先ほども申されたようなことは十分理解をいたしますが、現行の税制制度で累進課税を含めた一定の考慮がなされて、万全ではないといえども配慮はなされておるかと思っております。

私が一番心配しておるのは、地方で財源を持つということです。そこが一番三次市の現実の姿として大変厳しい状況であります。それはすなわち市税の確保ということです。来年度、すなわち平成24年度の予算でもお示ししておりますように、市税の全体の占める割合は17.4%という極めて低い割合を示しております。市民の皆さんのいろいろなニーズ、弱者に対する、あるいは生活基盤に対する、さらに申し上げれば、将来、夢、希望、活性化へ向けたいろいろな取り組みが、今地方自治体に求められておりますが、そこを現実の姿としては、地方交付税が大半を占め、頼らなければならない現実が、本市のみならず全国の地方自治体にあるわけでございます。したがって、この地方交付税が今後どうなるのか。あるいは、三位一体の改革の中でどう推移するか。そこらも大きな心配をしておるのが1点でございます。

そして、直接住民生活に影響します本市の財政に大きくする中で、私は地方自治体としての意見は国に対して積極的に物を申していかなければならないと思っております。1つには、税制面では、所得、消費、資産などの間でのバランスがとれた税体系に配慮すべきであるというのが1点でございます。2点目は、低所得者に対して当然ながら配慮しながら、現役世代への負担の荷重が今日的な社会問題になっておりますから、これへの対応策を講じてもらいたいということがあります。そして、3つ目は将来につながる社会保障を初めとした、将来につながる国全体の制度を、今後も安定的な運営が可能とする、そうした税制のあり方等々、いろいろ国に対して地方自治体の長として意見を申し上げていきたいと、そういう思いで私は基本的に考えておるところです。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 私が今から聞こうとしていることを先にお答えになったように思うんですが、私が最初に聞いたのは、今、自治体が果たすべき役割は何でしょうかと。こういう状況の中で、今何を自治体がすべきかということを私は最初に聞いたんで、税制のあり方についてはこの後聞こうかと思っったのを先にお答えになりましたけども、もう一度伺います。自治体の果たすべき役割ということについての認識を、申しわけありませんが、再度お願いします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 簡潔に今度は言わせていただきます。やはり市民の生活を守り、また本市の発展、魅力ある三次市をつくっていく、これを前提にしながら市政を進めていきたいと思っております。詳細的には、施政方針で述べたとおりでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今、市長のほうからお答えになりました自治体の果たす役割、これは市民の生活を守り、市の健全な発展ということでありまして、もちろん市民の生活を守るという中には、やはり市が今、いわゆる国の政治から防波堤となって守らなければならない社会保障の問題等少なからずあるかと思うんですが、これはまた後、述べさせていただきます。したがって、そうした中で、税制のあり方については先ほどお答えになりましたので、ただ私は、税制の基本というのは、応能負担が原則であると。要するに、支払い能力、負担能力に応じた負担、あるいは所得、資産などを基準として、多くを持つ人にはより高い率で負担をしてもらう、そういう累進課税、また憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、そういう費用には課税しないという生活費非課税の原則、こういったことが基本になろうかというふうに思っております。

野田政権は、社会保障と税の一体改革と称して、消費税を今の2倍の10%にする大増税法案を成立させようとしておりますけれども、このようなことになれば、被災地の復興や被災者の支援等、あるいは生活支援、また中小業者や国民の暮らしと営業にとっては、はかり知れない、取り返しのつかない影響を及ぼすことになるというふうに思います。政府は、社会保障改革の安定財源を確保するために消費税を増税するという宣伝をしております。消費税についての見解を伺うと同時に、先ほど私が述べました税制の基本である応能負担の原則、あるいは生活費非課税、こういった原則等についての見解もあわせてお伺いをしたいと思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

[財務部長 中原 環君 登壇]

○財務部長(中原 環君) まず、応能負担の部分についてのお答えをさせていただこうと思うんですが、御承知のとおり、三次市の市税のほうは個人市民税また法人市民税、固定資産税といったようなものがございまして、直接市民の皆さんに納付していただくとる部分について言えば個人の市民税であります。個人市民税については、基本的には所得税と同額の所得金額、いわゆる課税標準といいますか、それに基づいて算定をしとるわけですが、三位一体改革以降、所得税のほうは6段階による累進課税になっておりますけれども、市民税のほうは逆に4段階だったのが一律6%と4%という形で、合計市県民税合わせて10%という状況になっております。単純に申しますと、所得税については応能課税、市民税については一律6%課税でありますので、いわゆる応益的といいますか、社会の会費といったような形で、そういった性格を今日の個人の市民税についてはなっているということでございます。

また、固定資産税については、またいろんな見方がございまして、これはまた景気動向とは別に、安定的なといいますか、そういう目的もある中で、資産そのものに対して課税されますので、いわゆる応能、担税力といいますか、担税力があるかないかというのは固定資産税については加味されてないというのが現状でございます。

先ほど申されました、いわゆる消費税等の部分につきましては、今現在、5%の税率で課税されておりますけれども、この税率アップ部分について云々というのは、今現在申し上げる段階ではないような気がしておりますが、今、三次市における消費税の状況について若干申し上げますと、消費税の総額は、総額といいますか、三次市へ配分される消費税の交付分は、ことしの予算で5億8,000万円余りだろうと思います。その5億8,000万円については県を通して配分されるわけでありまして、それらについては、やはり三次市の一般財源の中で対応していくということになっておるわけです。実際に、私たちは消費税の5%のうちの1%が地方消費税というふうに解釈をしておるわけですが、市民の皆さんもそうだと思いますが、実際には現在の消費税の5%の内訳というものは、1%が地方消費税に回って、そして地方交付税のほうへ1.1%の配分がされているというのが現状でございます。合計すると2.1%が地方へ配分をされる税源ということにはなっているわけで、交付税のほうは、その計算式によって入ってきますので、これがどこへどれだけということにはわかりませんが、いずれにしても国

のほうの消費税のいわゆる配分の率というのは2.82%でございます。今後、これが税率アップをされた場合にどういうことになるかという、それがそのまま来れば、43.6%余りが地方へ回ってくるという算出ができるんですが、実際にはそれよりか下回るかもわからないというのが現状でございます。

もう一つつけ加えて言うと、消費税と地方税との絡みでいうと、消費税が例えば100円交付金が三次市へ来たとしましたら、そのうちの25円部分については、いわゆる三次市の税収といえますか、それとしてカウントしない。カウントするのは75%部分、三次市のいわゆる普通税と同じカウントをするということですので、消費税がふえれば、三次市のいわゆる余分財源といえますか、余裕の財源が若干ふえるというのはこれは事実でございます。ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、以上が三次市のいわゆる普通税、あるいは消費税等に関する考え方でございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) どうも私が聞こうとすることの先、先、お答えになるようですが、後からまた聞かにゃならんことを先に答えていただきました。

先ほどの部長の答弁では、いわゆる所得税は一応応能負担のような状況になっておるが、住民税については一律10%の税率ということで、必ずしも応能負担ということになっていないという認識だというふうに言われました。私もそのとおりだというふうに思います。しかし、これは国の定めた税制でありますので、一自治体である三次市がここをいじくるということはできないと思いますけれども、こうした今の税制全体が、必ずしも憲法が要請する応能負担の原則、あるいは生活費非課税の原則に沿ったものというにはほど遠いものがあるというふうに思います。

私は、消費税についての見解を聞いたわけですが、消費税というのは御存じのように、非常に逆進性の強い性格を持った税制であります。ここを増税すれば、所得税はかからない世帯であっても、低所得者の負担というのはさらに重くなるわけです。しかも、中小業者の場合、売りに上げて課税をされるため、もうけがなくても消費税を納税しなければならないという問題が出てきます。実態は、消費税を価格に転嫁、上乘せできないために、身銭を切って自分や家族の給料を削ったり、蓄えを取り崩して納税している。あるいは、その金もなくて、消費税が払えず滞納になっているという業者もあります。このような状況において、この逆進性の強い消費税をさらに5%、倍にするということについての見解を、さっきは中身についてのいろいろ説明をされましたけれども、市のほうへ何ぼ入ってくるという話でしたけれども、こういう状況の中で消費税を増税することについてどうお考えか、改めてお聞きしたいと思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

[財務部長 中原 環君 登壇]

○財務部長（中原 環君） 非常に難しい部分でありますけれども、いわゆる今日の国の全体の歳入というのは90兆円を超えるわけでありまして、その中で実際に消費税がどれだけを占めているかという、約1割ちょっと、10兆円少しというところだろうと思うんですが、それは消費税の4%部分でございます。その4%部分から、先ほど申しましたように、地方交付税に振られる部分もでございますので、国が直接という部分については、まだまた若干少なくなつてこようと思うんですが、いずれにしても、先ほどの逆進性があると言われる部分については確かにそうであろうと思っております。ただ、日本の全体の直間比率からいいますと、日本はまだまだ直間比率が高い国だと言われておりまして、国と地方を合わせますと70%を超える部分が直税で占められているというのが現状でございます。したがって、確かに今日のように経済が極めて冷え込んでいる状況の中、直税をというのなかなか必要財源を確保する上で難しいというのが現状であろうと思っております。したがって、そういう中で、今度仮に5%上げられるということであれば、やはりその使途、目的、使い道については社会保障費等、しっかり国民に返していけるような、そういう使い方、そういった部分について、ぜひとも今後も市長会等を通じて市長も要望をしていく大きな柱であろうと思っておりますけれども、いずれにしても、地方にしる国にしる、今日の状況では、1つ安定的な財源確保、そういう手段が1つは欲しいというのは、これは否めない状況であろうと思っております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 私はここで国の税制論議を部長やら市長とするつもりはないんですが、ただ財源として広く安定的な財源確保ということで消費税という税制が非常に今とりざたされておるわけですが、私は消費税にそれを求めるというのは本来間違いであると。もっともっと財源の問題というのは単に増税だけじゃなくて、もっともっと無駄を省いたり、事業の見直し等を行えば財源は確保できると思いますが、これはまた別の機会に譲りたいと思います。

先ほど、部長の答弁では、仮に10%等に増税された場合、三次市に入ってくる増収部分として5億8,000万円余りというふうに言われました。しかし、増収部分だけじゃなくて、消費税が増税されたら、さらに景気が冷え込む、あるいは個人事業者、あるいは法人事業者も含めて、今度はもうけが減るわけですから、あるいは売り上げが下がったりすれば、それに対する法人税とかといったものが減収になりはしないかというふうに思うんですが、そこらについては考慮されておりますか。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 中原財務部長。

〔財務部長 中原 環君 登壇〕

○財務部長（中原 環君） 濟いませぬ。先ほど申しました5億8,000万円というのは、平成24年度の本市の消費税のほうの交付金でございます。実際にこれが2倍になれば約12億円になりますけれども、12億円は来ないんじゃないかなというふうに思っています。

それから、消費税が増税されると、5%アップされることによって、いわゆる経済へ与える影響をどう見ているかということでございますけれども、この辺についてはちょっと我々もどこまでどうなるものかというような試算値は持っておりません。ただ県を通して地方消費税というのは入ってくるわけでありまして、県の段階では、今後の消費税の伸びというのは若干5%台であったとしても、若干また戻ってくるのではないかと、そういう想定をしているようがあります。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) ぜひやっぱり消費税が仮にそういうふうな状況に増税された場合、いわゆる地域経済がどういう状況になるのかということは、私はあらゆる手段を通じて調査すべきだろうと、検討すべきだろうというように思います。景気が悪くなったから仕方ありませんじゃ済まないと思うんです。やはり市長が言われる頑張る地域を支援、頑張る企業といっても、その頑張ろうにも頑張る根底のところを増税で崩してしまうようでは、そのこともかなわなくなってしまうのではないかと。ですから、この増税によって地域経済がどういう影響を受けるのか。あるいは、市民生活にどういう影響を与えるのかということからは、もちろん財務部だけじゃありません。いろんな部署でも、ぜひとも検討すべき課題であろうと思いますし、そういったことを前提にしながら、これからのまちづくり、あるいは経済振興も図っていくべきだろうというふうに思います。

したがって、消費税を増税することについて否定も肯定もされませんが、なかなか立场上難しいかわかりませんが、ただ実態として、これが逆進性の強い税制であるということについては認識を持っているということですので、それを確認して次に移りますが、先ほどちょっと中原部長が触れられました固定資産税の問題にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

市民の皆さんの中には、固定資産税が非常に高いという思いを持っている人がたくさんおられます。御承知のように、課税される資産には、自分たちが住む家であるとか、その居住用の土地、これも含まれます。住んでいるところがどこかによって非常に評価も変わってきます。立地条件のよいところに住んでおれば、非常に固定資産税も高いわけです。ところが、そういう場所に住んでいても、高齢者でわずかな年金収入しかない人がいる。こうした場合、高い固定資産税が払えないという問題が少なからずありますけれども、こうした事例がどのくらいあるのかということをも、もしつかんでおられればお答え願いたいと思います。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

[財務部長 中原 環君 登壇]

○財務部長(中原 環君) 固定資産税が高くて払えないというような、いわゆる数値的なもの、そういった方の数といったようなものは把握はしておりません。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) これは他の税目、あるいは料金、手数料等も含めて、滞納の問題というのは非常に市政にとっても重要な問題であります、ぜひ実態をつかんでいただきたいというふうに思いますが、やはりこうしたことに対しても何らかの減額措置というか、そういうわずかに月に7万円、8万円の年金収入しかない高齢世帯に、年間30万円も40万円も例えば固定資産税がかかるような場合、これはただ単に資産があるから仕方ない、払ってくださいでは済まないと思うんですが、そこら辺についてはどうなのでしょう。何らかの軽減措置なり救済措置といったものは考えられないでしょうか。

(財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 中原財務部長。

[財務部長 中原 環君 登壇]

○財務部長(中原 環君) 固定資産税につきましては、先ほどもちょっと申し上げたんですが、いわゆる資産に対する課税ということですので、担税力についてはそこには加味していない。もともと固定資産税という税目が設置をされた時点から、議員がおっしゃるような内容の問題というのは把握といいますか、承知の上でのことだろうと思います。先ほど、答弁漏らしたかもわかりませんが、固定資産税につきましては、いわゆる町場にある家と随分離れたところにある家、家屋については同じです。評価も税額も同じ家を建てられたら家屋は変わりませんが、土地については確かに町場のほうが土地評価が高いですから、それだけの税額にはなってくるということがございます。固定資産税がしんどいということで、それを市なり国なりが何らかの形で手当てをするということになるとすれば、いわゆる個人の資産保有に対する公の公金支出という部分の問題もございますので、その辺については単純にそういうことで納税者のほうへ何らかの措置をするというのはできませんけれども、今回の東日本大震災のような被災された方、例えば水害とか火災とか、そういったことについては、既に賦課をされている税であっても減免措置といったようなことはできるようにはなっております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 災害とかそういった場合には、それは減額、減免措置があるというのは私も承知をしております、そうした事例でない場合でも、すぐに税率を変えるということにはならんかわかりませんが、納付相談、あるいは分納相談等については、ぜひ丁寧に相談に乗っていただき、そうしたトラブルが起らないよう、ぜひともよろしくお聞きしたいと思っております。

次に移りますが、社会保障制度の問題についてお聞きします。

市長は、生活最優先、安心・安全を基本として市政の執行に当たってきたと施政方針で述べられました。とりわけがんばるまちづくりを強調し、地域振興や産業振興の支援を強める方針

を示されました。そういったことについては大変結構でありますけれども、問題は頑張りたくても頑張れない人、頑張ろうにも頑張れない人、こういう人たちへの支援が、今必要ではないかというふうに思いますが、こうしたことへの支援策について、何かお考えがあるかどうかお伺いをしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) ただいまの御質問の頑張りたいが頑張れない、そういう層の皆さん方に対する市政のいろいろな手だてや施策はどうかという御質問であろうと思っています。

これは幅広い中で、我々は検討していかなければならないと思っております。まさにセーフティーネットのシステムを構築していかなければならないと思っておりますが、例えば1つとして、国保の件をお話をさせていただきますと、やはり一般会計からの繰り出しを平成24年度では1億5,000万円を、ルール以外を予定させていただいておりますが、これもやはり加入者の皆さんに対する負担減につながっていく、これらも一つは施策であろうと思っておりますし、またいろいろ市がなすべき健康づくりとか、あるいは地域公共交通、交通弱者の皆さんへの手だてとか、いろいろな支援、あるいは学校教育でいえば要支援、準要保護の世帯に対する支援とか、さまざまな面できめ細かな対応の中でやっていると思っておりますし、また不十分な点はこれからいろんな観点から検討して、市としてなすべき点はなしていきたいというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) セーフティーネットの構築が必要というのはもうそのとおりだと思うんですが、問題はどういうセーフティーネットを構築していくかが問われてくると思うんですが、こうした中で、市長は、ぬくもりのまちづくりということを強調されておりますが、しかし一方では、来年度から、介護保険料の大幅な引き上げを予定されております。引き上げの対象となる1号被保険者の人たちは、ほとんどが年金収入によって生活を支えておられる方ではないかというふうに思います。私どもが行った市政アンケートに対しても、介護保険料や国保税が高いという声が大変たくさん寄せられました。減らされる一方の年金から天引きされる介護保険料が引き上げられれば、生活費がさらに減ってしまうことになるんですけども、これが本当にぬくもりと言えるのか。ぬくもりのあるやり方ということになれば、もっとそこらに配慮をしたやり方が必要なんではないかというふうに思いますが、この介護保険料の引き上げとぬくもりとの関係、整合性は私はないんじゃないかというふうに思うんですが、見解をお伺いしたい。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 社会保険料の引き上げということで、今回、24年度予算において、高齢者の皆さんを中心に、1号保険の皆さん、2号保険の皆さんに多大な負担を強いることとなったことについては、私も自身、そういう面では大変残念な思いでございます。ただ介護保険料は、御承知いただきますように、介護サービスに対するそれぞれの負担割合があるわけでありまして、決して他のほうへ流用していくとか、他の費用を充てていくとかということでないわけで、その点は御承知おきをいただきたいと思いますと思っております。それだけ三次市の介護サービスが施設あるいは在宅福祉含めて充実しておる点も一つはあると思っております。

同時に、今、須山議員がおっしゃっていただいたように、できるだけ、今回5,751円で一つの層として引き上げをお願いしたわけですが、できるだけその5,751円というものを下げていきたいということで、層別には、各層の分類も6から8にしていくとか、いろいろ手だてもさせていただきまし、広島県を通して国に対して、一般会計からの繰り入れはできないかということまで、私は踏み込んで県のほうへ文書を持って、その見解を求めていったわけでありまして、そのことよっての保険料の引き上げを圧縮していきたいというのは、今おっしゃったとおりでありまして、思いは同じであります。ですが、残念ながら、今の制度からいいますと、昨年にもある町でそれがまかり通らないということの中で断念をされたということも、新聞報道でもお聞きになっておるかと思っておりますが、今の現制度の中では、そういう一般会計からの何がしかの支援策は、国保会計と同じような形で対応できる形になっていないのが現実でありまして、その面は大変私どももそういう面を持っておりますが、ただこれからは、国に対してもさらに意見を申し上げながら、限界が来ておると思っております。これ以上介護保険料を引き上げていくということも限界が来ておると思っておりますから、そういう面では、国に対して、いろんな中でチャンネルを通して意見を申し上げていきたいというように思っております。

以上であります。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 今、市長から大変今の保険料の引き上げについては、もはや限界に近いだろうと。同時に、非常に自治体の長として苦しい胸のうちといいますか、そういうことも述べられたというふうに思いますけども、やはりこの厳しい介護保険財政の大きな要因というのは、この介護保険制度そのものが抱えている矛盾であると同時に、やっぱりつまり介護給付費をたくさん使えば使うほど保険料をふやさなきゃいかんと。保険料の引き上げにつながるという、もともとの制度が抱えている欠陥があるわけですが、さらには国の負担金が非常に少ないと私どもは常々思っております。先ほど来より、税制も含め、こうした国の負担金の増額等については、全国の市長会等を通じて強力に声を上げていきたいというふうに言われましたので、ぜひともその点をやっていただきたいと思いますということと、それから今回、6段階から8段階への所得

階層区分をされて一定の軽減措置というようなこともされておりますが、聞きますと、府中市では10段階の区分に分けられるというふうにも聞いております。できればそういった方向も今後検討していただいて、所得の低い人たちのところへの多大な負担にならないように、ぜひとも配慮をお願いしたいということをお願いしておきます。

次に、教育問題について質問をいたします。

午前中の篠原議員の質問と同じ武道の中学校での必修化の問題についてであります。

できるだけ重複しないようにしながら、また篠原議員に対する答弁も引用していきながら質問したいというふうに思います。

まず、武道の必修化についてですが、この新しい学習指導要領でこの方向がとられたわけですが、この武道必修化の背景ですね。どういう意図でどういう考えのもとにこの武道必修化がされたのか。ここらについての認識をまず最初にお伺いします。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 中学校の武道の必須化につきましては、平成24年度から完全実施ということで、先ほど午前中の篠原議員のときにもお答えを申し上げましたが、我が国固有の伝統と文化により一層親しませて、そして礼儀作法や相手を思いやる心を育てると、そういうことをねらいとして武道が必須化された。そして、申し上げますように、平成24年度から完全実施されるということになっておりまして、学習指導要領にそのことが明確にうたわれておいて、それに基づいて、三次市教育委員会も各学校で武道について取り組みをするように指導をしているところでございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求め)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 今の教育長のお答えでは、この武道を必修化することによって、礼儀、思いやりと、そういったものを醸成していくんだと、これがいわゆる武道必修化の大きなねらいであるというふうにお答えになりました。戦前、特に剣道が侵略戦争の道具に動員され、学校の教授方針で攻撃精神、あるいは必勝の信念を奮い起こすなどということが強調されました。そのため戦後、一時期、この剣道というものが禁止され、その後、関係者が率先して武道の民主的発展に努めたというふうにも聞いております。

私ども共産党は、この武道というものを他のスポーツ教材と差別したり特別扱いしたりしないことを強く求め、現在もその見地を貫いておりますけれども、私はこの今、教育長が答弁されました礼儀、思いやり、そういったものは武道を必修化することによってしか身につかないものなのか。私はもっと別なところ、あるいは家庭の中とかといった別な教科の中でもこれは可能であろうというふうに思います。やっぱり国が武道を必修化する考え方については、やはり私は一部の懸念を持っております。ぜひそのような方向にならないよう、しっかりと教育委

員会として指導していただきたいというふうに思います。

午前中、篠原議員の答弁で、教育次長は、来年度つまり4月1日から始まる授業に対して、一定の条件整備をしたというふうにおっしゃいました。具体的には、剣道の防具であるとか柔道着であるとかといったようなものが整備されたというふうに聞きましたけれども、これはそういう授業を受ける生徒全員に対しての数がそろったというふうな意味なのか、あるいは今の学校別に選択科目が変わっておりますが、各学校の武道の必修科目はどのように選ばれておるのか。そこらの状況をお聞きしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) まず、武道の用具につきましては、平成21年度から準備期間として実際に学校現場で進めておりまして、ここ平成23年度においては、全中学校で柔道もしくは剣道の授業を実施しておりますので、そういった用具はすべてそろえております。

それから、授業の選択の状況でございますが、平成23年度は新学習指導要領移行期間として市内12中学校全校で武道を実施しておりますが、その選択の内容は、12中学校中男女とも剣道を行う学校が7校、男女とも柔道を行う学校が4校、男女別に剣道、柔道に分かれて行う学校が1校でございます。

今後、24年度から本格実施になるわけですが、今後も学校長がその選択を決定していくわけですが、現在のところは、平成23年度と同様の選択で実施する予定でございます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 剣道が7校、柔道が4校、両方やるのが1校ということでありましてけれども、この場合、学校の職員さんというか教員だけで考えられたのか、あるいは生徒さん方の意見も聞いた上でこの選択をされたのかどうか。そこら辺どうなのでしょう。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) この選択については、各学校で学校長が最終的に決定したわけなんですけど、当然、体育教員の意見も勘案して決めてると思いますけど、生徒の意見を聞いた聞いてないについては、教育委員会としては把握しておりません。ただそういった実際に準備期間で授業を進めておりますので、その状況も見ながら、体育教員あるいはほかの教員、そして教頭、校長を含めて内部的に検討した結果、選択を決定されたものと思います。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番（須山敏夫君） 生徒の中には、運動が苦手な生徒もいるわけですが、こうした生徒にも一律に必修科目だからやりなさいということで、いわゆる体育授業で教えられるのかどうか、そこら辺はいかがでしょう。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 武道が体育の中で必修になったということで、特別体調等、武道の実技に支障がないという生徒については実施、授業を受けるということになるかと思えます。状況によって、例えば1年生の状況、初めて武道を実習するというので、かなり個人的にもその内容は違ってくる内容があると思えますので、その点については、教員のほうで個々の状況をしっかり見ながら、必要があれば個別に指導するなどの対応が必要であろうと考えております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） ぜひ生徒さんのそれぞれの実態に即して、いわゆる無理やりするようなことにならないように、そうなればなるほど事故がふえるということも考えられますので、そこら辺は現場において適切に対応していただきたいというふうに思います。

午前中の篠原議員の質問に対する答弁で、いわゆる指導者の問題についてであります。必要な研修は実技指導も含めて行ったということですが、何時間ぐらいの研修時間だったでしょうか。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 研修の内容につきましては、三次市と、それから県でも研修をしております。三次で行った体力づくり研修会につきましては、半日の日程で研修をしております。また、県が行う研修につきましては、柔道、剣道、相撲と3種目それぞれ別な日に設定をしております。これは1日の研修をしております。また、スポーツ指導として、スポーツ医科学、栄養学、あるいはスポーツトレーニングの研修も行っており、これもそれぞれ1日という形で研修を実施しております。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 須山議員。

〔2番 須山敏夫君 登壇〕

○2番（須山敏夫君） 21年度からの準備期間があったとおっしゃった割には、合わせても2日半ですね。これ本当にこれで指導者が育成できるんだろうかと。私は非常に4月から始まるこの武道の必修授業に対してちょっと心配、懸念をするわけですが、特に柔道は非常に午前中の質

間にありましたけども、事故率が高い。とりわけ死亡者も突出してるということでありますが、日本よりも柔道人口の多いフランス、日本の約3倍と聞いておりますが、ここでは2年以上の実技経験を持った人が医学的な知識も含めて指導者としての資格を取らなければならない。この資格を持った人が指導者としてつくということが義務づけられておるために、事故はほとんど起こっていないということなんです。とりわけ柔道では、加速損傷という事故に起因するけがですね。脳が揺れ動いて硬膜と脳をつないでいる静脈が、血管が切れるという事故であります。こうした問題も柔道にはしばしば起こりがちだということで、もっと指導者としての養成、研修が必要ではないかと。そういう点で、いわゆる外部からそういう指導者の援助を頼んだらどうかということでしたけれども、やっぱり今後の検討課題だという午前中の答弁でした。そういうことで実際に授業に突入したら、実際事故が起こったらどこが責任とるんか、だれがとるのか。教育委員会ですか。学校ですか。指導者本人か。そこら辺の問題も、あつてはならないことですが、あつてからやったんじゃ遅いんです。原発事故じゃありませんけれども。あつてはならないことでなくても、あるかもわからないという前提に立てば、そこんところをしっかりとやっておくべきだし、今の外部からの指導者の援助なり協力を仰ぐということも、もっと取り入れるべきじゃないかと思いますが、再度それについてのお考えを伺います。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 特に、先ほど須山議員がおっしゃるように、特に柔道の場合、非常に激しい運動になりますし、生徒に対して、段階を追ってきちっとした授業の仕方をするという、そういう研修は、先ほども次長が説明しますように、それは適宜研修をやっていきたいというふうに思います。

それからもう一つは、先ほどもおっしゃいましたが、篠原議員にもお答えしたように、大変柔道というのはけががしやすいこととございます。本務者の先生だけで十分に目が行き届くということも努力しなくちゃいけません、できるだけ先ほども午前中も言いましたように、警察署の皆さん方や、あるいは地域の中で、やはり教育者として資質を持つとられる、もちろん専門的な技術も持っておられる、そういう方々に教育現場の中に入っていただいて支援をしていただくということについては、今後しっかりと検討していきたいなというふうに思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) やっぱり武道というのは他のスポーツと全然違うわけですね。野球であれば、ピッチャーが投げた球をバットで打ち返すことによって点をとる。あるいは、サッカーであればゴールヘシュートを入れて点をとるという競技である。ところが、この武道というのは、基本的に相手を攻撃するわざです。場合によれば、相手を殺すという、自分の身を守るための護

身でもありますけども、そういう非常に攻撃性を持ったものなんです。ですから、余計高い倫理観であるとか、相手を思いやる気持ち等が当然必要になってくるわけです。しかし、実際には、この武道に充てられる時間というのは年間通して約13時間ぐらいだろうというふうに言われて、これは柔道連盟が出されたあれなんですけども、そのように言われてもおります。本当に13時間ぐらいのことで、そういったものが身につくかどうか。私は、先ほどのいわゆる外部の指導者等の応援を仰ぐといったようなことも含めて、そうした準備がまだ整っていない段階で、本当に見切り発車をしていいのか。もうしそうでないならば、もう少し時間を置いてスタートさせてもいいんじゃないか。そういう体制がきちっと整うまで、この武道の必修化というのは先延ばししてもいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 中学校の学習指導要領、24年度から完全実施ということで、23年度準備をしまっておりまして、先ほど次長が言いますように、12の中学校の中で、それぞれの中学で武道の時間を持ちまして試行をしてきていると。そういう過程の中で、やはり再度けがが本当に起こらないように、そして武道の精神をきちっと教えていくと。そういうけがを起こさないということを前提に、23年度試行してきておりますから、それを踏まえながら、24年度に実施をしていきたいというふうに思っております。したがって、そういう点では、準備も整えて、施設の面も、あるいは指導者の面も、パーフェクトというふうに言われれば、そう言い切れないかもわかりませんが、実際には準備を整えてきていると。そういう点で、24年度から子どもたちの健康には十分留意しながら、完全実施に向けて取り組んでいきたいというふうに、かように考えております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 教育長は、4月1日からの完全実施ということ、国が決めたことであるのでということで強調されているというふうに思いますが、私はどうしても不安、危惧がぬげません。やっぱりどうしても実施するというので、4月以降授業を行われるのであれば、万全の注意を払い、決して無理のないように実施をしていただいて、学校の現場において、教育現場においてそうした事故が発生しないように、ぜひとも教育委員会としても指導、管理監督をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、最後ですけれども、市民の安全と命を守るということについてお伺いをします。

これは、いわゆる米軍の低空飛行問題についてであります。

昨年12月20日に、作木町の作木小学校上空で、アメリカ軍の戦闘機による低空飛行がございました。私ども日本共産党は、この問題を重視して、1月11日に現地調査を行い、私も調査団

の一員として調査に参加をいたしました。調査は、低空飛行を報道した中国新聞の画像に基づき行いました。この調査結果については、2月2日に広島県庁で記者発表されましたが、三次市で発生したことでありますので、記者発表の前日2月1日に、市長及び議長に対して報告書をお渡しをし、3日に同僚議員の皆さんへも報告書を配付させていただいたところであります。

市長は、昨年12月22日に、在日アメリカ大使館やアメリカ海兵隊岩国基地などに対して、訓練飛行中止を求める文書を送られておりますけども、改めて今のお気持ちをお聞かせ願いたいというふうに思います。

(副市長 津森貴行君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 津森副市長。

[副市長 津森貴行君 登壇]

○副市長(津森貴行君) 米軍機の低空飛行問題についての認識でございますが、昨年の12月20日の作木町における米軍機の低空飛行につきましては、容認できることではなく、極めて遺憾でありまして、駐日米国大使、アメリカ海兵隊岩国航空基地司令官、外務大臣、防衛大臣に対し、低空飛行訓練を中止するよう要請をいたしました。

実態が明らかにされないまま繰り返されるこの米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害や事故発生危険性の増大など、市民の平穏な生活が脅かされていると認識をしておるところでございます。これからも、市民の皆さんの不安の解消、それから安全確保という観点から、目撃情報を取りまとめをいたしまして、関係機関に低空飛行訓練を中止するよう要請していきます。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) 自治体の責任者として、その決意のほど、今、副市長のほうに述べられました。ぜひともこの点努めていただきたいと思うんですが、こうした低空飛行訓練というのは、アメリカ本国では絶対できないんです。こんなことをしたら、住民、国民から大変な避難、批判が起こってくる。じゃあ、なぜ日本だったらできるのか。こういう問題が、根底には日米地位協定であるとか安保条約、いろいろあります。きょうはその論議しませんけども、こうした今の日本の外交上の問題もありますけれども、しかもその上で、この米軍の基地の再編によって、岩国基地へ空母艦載機の配備が計画されているというふうにも聞いております。そうなりますと、これまで以上に頻りにこうした飛行訓練が行われるということが予想されます。これは広島県知事がアメリカ大使館に文書で中止要請をされたことに対する回答が、ことしの1月11日に寄せられておりますけども、これを読んでみますと、低空飛行だとか一切触れてないんです。50年以上にわたりアメリカと日本とが相互の協力と安全保障の条約を維持することにより、日米同盟は日本の防衛と地域の安定を供給していた云々と書いてあります。今回のこうした事態についても、低空飛行があったという事実は一切書いてないし、こうしたことを今後改めていくというような文言もさらさらありません。こうした中で、今後、さっきも言いました

ように、基地の増強などによって繰り返される懸念が高いわけです。

こうした中、三次市は、24日の中国新聞に報道されておりますが、低空飛行に対する監視を強化するというので、各支所の支所長さんを集めて、情報の収集を要請されております。これは2月1日に市長にお会いしたときに、住民の協力を求めることなどをもっとやって、飛行回数をきちっと行政として正確につかむ必要があるのではないかと。ぜひやってほしいということをお願いをさせていただきましたけれども、それを実行されたのではないかとというふうに評価はします。問題は、こうしたことを今後とも繰り返される懸念が高いわけですが、三次市長は低空飛行を中止を求める会の副会長ということでもありますし、さらにはこの岩国基地から見ますと、関係の自治体たくさんあります。そうした関係の自治体とも協力をして、ぜひともイニシアチブを発揮していただいて、これまで以上に国や政府に対する低空飛行訓練の中止を求める取り組みを詰めていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) かつて合併前には県北連絡会議がございまして、今おっしゃっていただきましたように、私も副会長という役を担ってきた、そういう中での運動を展開してきたという経緯もございまして。本市として、これからの対応でございまして、まず米軍の低空飛行の問題につきましても、まずは正確な実態把握が市として一番大切であり、責任があると思っております。先ほどおっしゃっていただきましたように、先般、高岡副市長に指示をしまして、支所長会議におきまして、実態把握を徹するよという職務命令といいますか、指示をいたしたところであります。そうした正確な実態を把握しながら、かつては県北連絡会の多くの自治体の中で、固まりの中で進めてきたわけでありまして、一つの自治体でというのは限界があると思っております。したがって、今、基本的に思っておりますのは、先ほど言いましたような正確な実態を把握しながら、広島県のほうへ常に連携、報告をとりながら、被爆県である広島県が先頭に立って中止要請をさらなる強化をしてもらいたい。そのためには、三次としましても、自助努力の中で、先ほども御紹介いただきましたように、中止要請を含めた対応等々含めて、三次市としても独自の行動を図っていききたい、このように思っております。

(2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 須山議員。

[2番 須山敏夫君 登壇]

○2番(須山敏夫君) ぜひとも航空法に違反し、さらには学校や病院上空の飛行について妥当な配慮を払うとする日米合同委員会の合意も無視するような訓練に対しては、これからも必要な行動をとっていただきたいというふうに思います。

きょう、一般質問させていただいた幾つかの項は、基本的には市長の政治姿勢を問うものであります。やはり国が今のような政治状況である限り、自治体の長として、国に対して言う

べきことはきちつと言う。今、こういう時代に来てると思うし、そこに私は自治体の果たす役割があるというふうに考えております。どうかこの点重く受けとめていただいて、今後の市政運営、執行に当たっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村春雄君） 順次質問を許します。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 清友会の宍戸稔でございます。

今回、一般質問3点の大きな項目について質問をさせていただきます。前置きは抜きで、早速質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、行財政改革と学校給食の民間委託についてということでお伺いさせていただきます。

学校給食ということですが、これは学校給食法にも書いてありますけども、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達に資するとともに、食生活の改善に寄与することを目的に、学校教育活動の一環として実施されてきた。近年、児童・生徒を取り巻く社会情勢や食生活環境が大きく変貌し、豊かな食生活を享受する一方、栄養バランス、食品の安全性、食事のあり方など多くの問題点が見られ、食に起因する健康課題の増加が指摘されています。これらの課題を解決するためには、家庭、学校、行政がこれまで以上に連携して食育を推進することが必要であるというふうに考えます。

こういう法に基づき今まで行われてきた学校給食でありますけども、本市三次市においては、このことを行財政改革の一環ととらえ、民間委託という方法の推進を今までとられてきました。とりわけ平成17年8月に行財政改革の大綱、それから推進計画の策定を実施、行われ、今まで実質的には6年間取り組んでこられたわけですが、現実的にはこの行財政改革の民間委託というのは未達成の状況で今日に至るという状況であります。しかしながら、この新しい行財政改革の中では再びこの推進計画の中に盛り込まれてるというわけです。平成22年12月に大綱の検証が行われております。推進計画に基づきあくまでも推進するんだというのが執行部のほうの検証ということになっています。それに対して、議会のほうは昨年6月にこのことに対して提言書を出していますけども、この中では、直営も含めて検討する必要があるということをお願いしてきております。しかしながら、今言いますように、新たな行財政改革の中では推進するんだという方向性を出されております。その経過と本質について、まずお伺いしたいと思います。

（教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 白石教育次長。

〔教育次長 白石欣也君 登壇〕

○教育次長（白石欣也君） 学校給食における調理業務の外部委託につきましては、学校給食法な

どの衛生管理基準を遵守することにより実施することができるとなっておりまして、ただこの実施に当たっては、子どもたちの健康増進が最も重要であり、児童・生徒が安心して給食が食べられるよう、最大限の配慮をすとしております。議員おっしゃいましたように、平成17年8月の前行財政改革大綱、それから推進計画の中で、三次市の給食調理場については民間委託という計画を上げておりましたが、この6年間の間、いろいろな内部的な検討はしておったわけなんですけど、結果的にはそれを実施することができませんでした。ただ方向性としてはずっと民間委託で、学校給食は民間委託を進めると。ただし安全性の確保、それから委託する民間の業者等をどういうふうを選択していくか、そういったところで実施に至らなかったというふうにとらえております。

今後についても、そういった課題を克服するよう、実際に計画的に24年度中にはアウトソーシング計画を立て、25年度に向けて順次実施をしていきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 6年間推進計画の中にあっただけども、未達成の状態で来たというその状況がどうだったんか。もう少し踏み込んだ回答をしていただきたいと思うわけなんですけども、業者等の選定、どういうところに委託すべきかというようところが十分煮詰まらなかったというふうな内容の答弁だったと思うんですけども、もう少し、それが今回具体的になるというのはどういうことが出てきてそうなったんでしょうか。あわせて伺います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 先ほどの答弁では、業者の選定についても、当然そのことについてが課題の一つというふうにとらえておったわけなんですけど、加えて、現在13ある学校の給食調理場、その再編を過去も検討しておりました。ですから、例えば1つのセンター化にするのか、あるいは幾つかのブロックに分けて集合させていくのか。財政的な問題もあり、そういった計画が内部的には検討して、幾つかの案をつくって検討してきたわけではございますが、それが1つにこれで行こうというところまでは至らなかったというところでございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 推進計画の効果について書かれております。民間活力の活用、それとサービスの多様化ということを上げておられます。あわせて人件費の削減とか経費の削減というのを、ここが一番ポイントなんだろうけども、民間活力の活用とはどういうことなのか。サービスの多様化とはどういうことが今まで以上にできるのかということをお伺いしたいと思います。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 民間活力を生かした視点からというふうに、このアウトソーシング計画はとらえておりますが、実際、民間の活力ということは、まず職員の、民間でいえば社員の方の雇用体系についても、今現在よりも向上するということを考えております。それは、現在の雇用体制が13の調理場で正規職員は11名、臨時職員が35名がフルタイム、それから半日雇用の臨時職員が11名といったような状況でございまして、正職員が11名ということで、13の調理場がありますので、純粋に全部正職員が配置できないというような調理場もございまして。そういったものも改善していくということも含めて、安定した雇用を生み出せる民間活力を活用するというということでも、そのメリットがあるのではないかと考えております。

合理的に、これは先ほど申した、また給食調理場の再編の部分にもかかわってくるので、現在の段階では、まだ詳しいことをお示しすることができませんが、内部的には検討を進めておるんですが。そういった中で、集約化を図ることができ、またその中で民間のノウハウを活用することができれば、その委託料等も含め財政的にも効果が上がるものというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) よくわかりません。サービスの多様化、それから民間のノウハウと言われましたね。そこら辺の説明がない。結局、私が聞こえてくるのは、行政がもう責任持てないよと。公では責任持てないので、民間に委託してこれをやるんだというふうに聞こえるんですが、本来、先ほど言いましたように、学校給食というのは学校教育、義務教育の一環としてちゃんと位置づけられてきたものなんです。これを安易に行財政改革という経費節減だからやるということでない。全国的にこういう傾向にあるということ考えられ、議論され、大綱なり推進計画の中に盛り込まれてきたと思うんですけども、それは全国的にはいろんな地域があります。センター方式でやるとか。それは都会的なところですよ。私は、三次というのは、三次のよさを出して、この学校教育の一環としての学校給食というのをとらえていくべきだというふうに考えるんです。ですから、全国的な流れとかというところだけでのとらまえ方でやるべきでないというふうに思います。

私も含めて、ここにおられる年代、大体小学校時代から給食が始まったのではなかろうかなと思います。それまでは、お母さん方が調理場を利用してから、みそ汁をつくられた。君田のほうではそうだったんですけども、かねおりみたいなのを、ランドセルの横に、袋の中に入れてから通って、あのみそ汁の味というのは、いまだに私は忘れられない味というふうに思うんです。やはり食の感覚、ふるさとを意識するといいますか、そういう感覚を呼び起こさせるのがああいふ給食につながっていくところがあるのではなかろうかなというふうに思うわけ

なんです。三次のよさ、この田舎のよさを学校給食としてとらえていく必要があるのではなからうかなと思います、もう一度その点お伺いします。

(教育次長 白石欣也君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 白石教育次長。

[教育次長 白石欣也君 登壇]

○教育次長(白石欣也君) 学校給食における三次のよさを反映した食育の推進ということだろうと思うんですが、これは現在も地産地消の取り組みは食育推進計画の中で進めておりまして、このたび平成24年度は、第2次三次市食育推進計画を策定し、地域の方、生産者などと連携してこれを進めていこうということでございます。この中で、地産地消の取り組みにつきましては、新たに学校給食においては、地産地消の取り組みを進めるということ、50%の割合を目指して取り組んでいこうというような考えを持っているわけなんです、こういった中で、民間に給食業務を委託することになっても、委託するようにしても、その中で地産地消の取り組みを進めていきたいというふうに考えておりまして、例えば契約の中に地産地消の項目を入れる。そういった地域の食材を活用していただくというような契約の内容を盛り込むということも考えております。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) ただいま次長が説明したのに少し補足をさせていただきたいと思っておりますけれども、食材の調達というんですか、そういうものにつきましては、現在やってるのと同じように、地域の食材を十分に使わせていただくということが必要だろうというふうに思います。

そして、給食業務を調理する、その力を地域に根差した企業の力を共同調理の中に生かしていきたいというふうに考えております。だから、市外のどっかの業者に委託するというようなことではなくて、できるだけ三次市の地域の中でそういう共同調理業務を受け皿になれる、そういう人たちに受け入れていただけるということを考えております。

それからもう一つ、これは余談になりますけれども、デリバリー給食につきましては、業務委託をいたしまして、そして市内の業者の方にデリバリーとして活用している、そういうような経験も持っておりますので、今私が言いますように、地域の中で共同調理業務を受けていただく企業の皆様方に、会社の皆さんに受け入れていただいて、そして地域の食材を生かして、地域の味を壊さないように、そういう学校給食の共同調理業務の民間の委託に取り組みたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 業務の分担をする中で、この部分は民間、この部分はあくまでも公でやっていくんだという答弁ですね。民間に委託することによって、今まで給食をつくって、児童

・生徒がおいしく食べたりとか、残したとか、そういう反応を、じゃあ調理された方が見る、確認する、もっとどうだったのかなというようなところのやりとりというのは、業者、民間委託をすることによってそれができるのかどうか。何をもって民間委託をすることによって、今の公でやってた部分が担保できるのかということを確認していただきたいと思います。

(教育長 児玉一基君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 児玉教育長。

[教育長 児玉一基君 登壇]

○教育長(児玉一基君) 先ほど答弁をしておりますように、民間と行政が適切に役割分担を検討して、その業務の総点検を行って、民間の活力を生かした視点から、アウトソーシング計画を立てて、そして25年度から実施するというようになっておりますから、先ほど宍戸議員が言われる意見を出されている点につきましては、十分に注意をし、そして業者任せにしないで、そういう点についての問題点がカバーできるように、これは24年度、しっかりと努力をしていきたいというふうに思います。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 担保のところはなかったと思うんですけど、片や食育ということで行政が進められとる。片や義務教育の中での食育が進められなければならないところを民間に委託すると、行財政ですね。相矛盾するようなところが起きて、これからこの地域を担う子どもをばぐむ一番食というのが基本だと思うんです。いろんな今回、三次市教育ビジョンというのをつくられましたけども、食が安定しない、栄養のバランスとかそういうものが安定しないと、やはり授業にも身が入らない、それからそこではぐくまれる人間性というものもあると思うんです。この部分は決しておろそかにしてはいけないというふうに思うんです。ですから、暗に徹底した行財政改革だというふうに市長は言われましたけども、その犠牲になるようなことではいけない、学校給食が。その点を強く申し上げておきたいと思います。

さらに、三次市の特徴、この田舎の特徴を学校給食の中に特に生かしていただきたい。都会ではないことを、この地域で食の中で生かしていただきたいということを申し上げて、次の質問に行きます。

それでは次に、三次町歴みち防犯灯の改善策についてということでお伺いします。

この三次町にある石畳、平成16年から歴みちということで整備し始められて、今日に至っているというものです。特に、防犯灯の関係については平成18年に2,300万円ですか、かけられて整備された。その当時から、防犯灯の明るさ、それから高さというのが車で通る場合、セダンあたりの場合は目線が同じ高さで非常に見にくいと。歩行者を確認する、あるいは対向車を確認するのに非常に見にくいということが言われました。こういうことに対して、照度を落とすということで対策をとられてきた経緯はありますけども、いまだにこの声は、危険性があるという声は私たちのほうに聞こえてきます。そういう声並びに、この声に対して市としては

どのように今後改善策を考えられているのかというところをお伺いしたいと思います。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 花本建設部長。

[建設部長 花本英蔵君 登壇]

○建設部長(花本英蔵君) 三次町歴みちの街灯は、三次町歴みち町並み環境整備事業によりまして、平成18年度に町並みや石畳の景観に配慮して63基設置いたしました。そのうち交差点や小路に係る24基は道路照明として市が管理し、残る39基は防犯灯として地元の歴みち協議会が費用を負担し、管理されています。設置後の平成19年度には、議員御指摘のようにまぶしいとの御意見をいただきまして、歴みち協議会を交えた2度の検証を経まして、明るさを抑える対策を講じたところでございます。しかしながら、その後も目の高さに光源が近いことから、自動車で通行する人から危険との御意見をいただきました。歴みち協議会とも引き続き協議を重ねているところでございます。協議会の中には、防犯の意味から暗くすることを心配される御意見もあります。現在の街灯の高さは、石畳に調和した石塔をイメージして、1メートル20センチといたしました。これより低くしますと、昼間は確認しづらく、歩行者の転倒が危惧されます。また、さらに低くして、路面に埋め込みますと、防犯や道路照明機能の低下が予想され、それぞれに長所短所がありまして、対応に苦慮しているところでございます。今後は、歴みち協議会との協議も踏まえまして、防犯機能を保持しつつ、まぶしさを抑えて、交通の安全にも配慮した街灯の光源を選定、検証いたしまして、改善策について検討するとともに、三次警察署と協議を行い、石畳では速度を抑えて安全運転をしてもらえよう啓発に努めてまいります。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 啓発に努めるということで、改善策は今のところ具体的なものはないということなんですけども、これは市域全体の皆さんはなかなかこの場面に遭遇されてないと思います。地域では、河内地域、君田、それから口和、高野の人です。この方が道を通って帰られるのに非常に今のことを訴えられるんです。特に雨が降った日、路面が石畳で照り返しがあるんです。そうすると、さらに見にくい。速度を緩めていくにしても、ブレーキかけてスリップするということにもなるんです。警察に問い合わせて、行って聞いてみたんですけども、滑るということに対しての危険性というのは警察も認識しているというふうに言われました。幾ら気をつけても、目の高さにあるのをどうにかしない限りは、危険性はいつまでも残るわけなんです。タクシーの運転手さんも言われます。今のように一般の市民の方も非常に危惧されとるんです。先般も非常に強い口調で、事故が起こらにゃ直さんのんかという口調で言われた方もいらっしやいます。そういうことの声、やはり改善策を抜本的に考えるという、目の高さのあれを変えりゃあええんですから、どうにか改善策というのは考えられんのですか。

(建設部長 花本英蔵君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 花本建設部長。

〔建設部長 花本英蔵君 登壇〕

○建設部長（花本英蔵君） 改善策ということで、一番いいのは目の高さにある光源を下げるということになるのかもしれませんが、やはり63基、先ほど議員おっしゃいましたように、かなりの経費でやってきております。少ない経費で効果の出る方法というのを今から探していきたいと思います。先ほど申し上げましたように、地元の皆様はやはり防犯上のことで減光はしてほしくない、光を低下させてほしくないということもおっしゃってますし、やはり地元の歴みち協議会を初め地元の皆さんの御意見を聞かないで、これを対策を講じることはできませんので、まずは、過去2回検証しておりますけれども、そして今回の状況で光を落としているわけですが、さらにまぶしいということであれば、また地元の皆さんと歴みち協議会を中心に協議をいたしまして、先ほど検証ということを申し上げましたけど、まず少ない経費でできる方法、例えば石塔のような形で街灯がありますけども、その上の部分が電球といますか、ボックスがあります。カバーがありまして電球がついております。そのこの部分へ、例えばパンチングメタルというような小さい穴をいっぱいあけてちょっと光を抑える。そういった板を、カバーは3面ございます。裏は光は出ないんですが、両サイドと正面ということで、この3面にそれをかます、入れるというか、そういう方法とか、LEDを検討するとか、そういったことで、地元の皆さんと実証実験をしながら、高さを変える方法も一番いいんでしょうけども、やはりかなり経費をかけた高さのものを、石塔に似たものを置いておりますので、まず最少の経費でできるものから地元の皆さんと協議をして進めていきたいと考えます。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） 地元の方の意向も大切だと思います。私が言いたいのは、高さを、経費がかかると言われましたけども、高さを低くすることによってかなり違うと思うんです。あれより高くすることでなしに低くするという対処方法。ですから、明るさをどうこうというのは、私は思わないんですけども、あれを低くするだけでも違うと思うんです。飛騨の高山あたりはもっと低いですね。下から当てるような形で。あれが非常に情緒があるというふうに私は思うんですけども、経費の関係ということで言われますけども、やはりぬくもりがある市政をというふうに言われますんで、その点をもう一度考えて、安全策に努めていただきたいということをおっしゃって、次の質問に行きます。

次に、市長の施政方針についてということで上げさせていただきます。

最初に、市長の施政方針と総合計画の兼ね合いについてということで質問させていただくわけなんですけども、総合計画というのは市の本当に基本となる計画です。総合的かつ計画的な行政の運営を図るために、基本構想とこれに基づく基本計画を合わせたものが総合計画というふうに言われます。そういうことから、市の長期的な展望のもとで自治体運営の基本理念やあるべき姿を定めるということ、あるいはあらゆる分野の目標や施策を網羅し、地域住民の役割、関与にも言及した自治体での最も基礎となる計画というものです。この計画に基づいて、三次

市においては平成17年度策定されて、18年度からその計画に基づいて事業が実施されてきたということです。この市民に親しまれるとかアピール性を高めるということで、俗に言う長期計画、総合計画という呼び名ではなしに、三次市においてはみよし百年物語という呼び名で言われとるんですけども、このものと、市長昨年就任され、1年たって、平成24年度の予算編成に取り組み、この総合計画に基づいて立てられた部分があると思うんです。それと、市長としての独自の施策の訴えということで、どういうふうに総合計画との整合性なりすり合わせをされたのか、そのことをお伺いしたいと思います。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 藤井地域振興部長。

[地域振興部長 藤井啓介君 登壇]

○地域振興部長(藤井啓介君) 三次市総合計画とのすり合わせということでございますけども、現三次市総合計画は6つのまちづくりの目標を掲げておりますが、具体的には先ほど議員おっしゃいましたように、総合計画は全体的な理念を含めての計画でございます。総合計画の中では、まちづくりの総合指針であるというふうに表現をさせていただいておりますが、そういった計画でございまして、その中で、具体的に事業のレベルで具体化を図っていくという部分で申し上げますと、3年間を計画期間といたします実施計画、この実施計画で具体的な事業についての計画を出させていただいている、そういった形で事業を進めておりますので、今回の24年度からの実施計画を御提示させていただいておりますけれども、その中で考え方を述べさせていただいておりますが、そのような6つのまちづくりの大きな柱の中に位置づけながら、具体的には実施計画でお示しをさせていただいている事業を進めていくという考え方でございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 市長の施政方針についてということなんで、市長に御答弁いただきたいわけなんですけども、これは平成18年から26年までの9年間の計画ということで策定されたものです。これが50年先、100年先の第1ステージだということでの位置づけでされたものです。既に6年経過するものなんですけども、このものの取り扱いというのが平成22年の地方自治法の改正によって、大体だったら10年間とか、見直しとかそういうものは本来はできないというような形で来てたものなんですけども、今の地方自治法の改正によって、これが改正なり修正ができるということがうたわれました。したがって、新しい市長になられた方は、このことを十分に踏まえて、この総合計画の見直しというのは一番最初に手をつけにゃいけんことなんでなかろうかなというふうに思うわけです。ですが、そのことを現在に至るまでされていない。前市長、それから増田市長もされてない中で来とるところが、すり合わせが本当にされてきたのかというところを私は指摘したいんですけども、その点についてもう一度お伺いします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) お答えを申し上げたいと思っておりますが、施政方針におきましては、「あんしん」「ぬくもり」「がんばる」という3つのキーワードで生活最優先都市三次、そして魅力と活力あるまちづくりということで基本理念を持ちながら予算編成を進めてきましたということで、既に第1日目の中で申し上げておるところであります。現実には、今平成18年度に総合計画が策定されて以来、26年の終期を持った現総合計画がございます。したがって、皆さん方のお手元へお示ししておる予算の概要含めて、そういう分類で今回は整理をさせていただいております。

今後の次期の総合計画についての考え方、あるいは進め方等々については、また御質問があり次第御答弁を申し上げさせていきたいと思っております。勇み足をした回答ではいけませんので、逐次、質問に答えていきたいと思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 今からのことについてはおっしゃるとおりなんですけども、今までこのこと、今までというのは、この総合計画についての検証ですね。どのようにされてきたのか。当然先ほどの一般質問の中にもありましたけども、25年、26年に次の総合計画の策定に着手するんだということだと、既に検証が行われてきたらにやいけんののではないかなというふうに思うんです。この膨大な計画書の中に、いろいろと数値的なものが上がってます。そのことが今現在どうなってるかというのは、どのように検証されてきたんでしょうか、お伺いします。

(地域振興部長 藤井啓介君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 藤井地域振興部長。

[地域振興部長 藤井啓介君 登壇]

○地域振興部長(藤井啓介君) 総合計画の検証についてでございます。

総合計画の中には、議員おっしゃいますように、具体的な数値目標が入っているものもございますが、総合計画の性格、先ほど来から議員もおっしゃるような理念的なものを含めての総合指針という性格からいうと、多くのものは具体的な数値は、総合計画そのものには入れておりません。したがって、毎年度、これについてはいわゆる進捗状況をチェックをするという形で、これまでは進めさせていただいております。行政チェックという仕組みをつくっておりますが、この行政チェックの中で、平成23年度は主要な事業237事業を内部評価、そして外部の審議会で評価をしていただきながら、御意見をいただいて、その御意見を反映をさせながら、今日まで参ってきたというところでございます。したがって、今総合計画の全般的な検証、あるいはそれぞれの個々の分野での個別の計画がございます。その個別の計画について

それぞれ検証作業というのは行ってまいりましたけども、全体的な検証という意味では、全体のところは行っておりませんので、したがって、来年度以降、新しい総合計画を策定をする過程の中で、この現在の総合計画について総合的な検証作業も進めさせていただきたいというふうに考えております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 具体的な数字のことについては、私は聞くつもりはないんですけども、産業、経済の分野にありますけども、観光客数あたりについては、平成16年163万人のものを26年には250万人にすると。それから、農業生産額については、平成16年107億円のものを26年には130億円にする。さらには、小売業年間商品販売額、これを平成16年は722億円を26年には870億円にすると。さらに、進出企業数、三次に来られる企業数、26年度までに10社以上という目標を掲げられて、この9年間に取り組んでおられるんです。ですが、とてもこの数字には行ってないのが現状だろうと思うんです。ですから、現状に見合うそのときの首長の考え方というのがこの総合計画に反映されなければいけないんじゃないかならうかというふうに思います。ただ単にこれは私がつくったものではない、前につくったものだからということ置き去りにしたものでないかというふうに指摘させていただきたいと思います。

さらには、市長4年間の総合計画でもいいわけです。2期8年という総合計画をつくられる市も出てきます。そういう自治法の改正があるわけなんですから、ぜひ市長の思いを総合計画に反映させるような取り組みを行っていただきたいというのを申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

雇用対策ということで上げさせていただいております。

施政方針の中に、この雇用対策ということをどのように盛り込んでおられるかということで、やはり元気が出るとか頑張るとかという力強い言葉は、やはり雇用の創出がないと生まれてこないというふうに私は考えます。市長も同じ考えであるし、執行部も同じ考えというように思うわけなんですけども、具体的ところが施政方針の中では見出せない。私ぐらいの年代ですと、ちょうど20歳から30ぐらいの子どもがおる世代なんですけども、その子どもが高校なり大学なり出て、地元に残って就職したいよと言っても就職口がない。東京とか大阪とか出られる方が帰ってきたいよと言っても帰ってこれない。働く場がないから帰ってこれないということの声をどうにかしてもらいたい。どうにかしてくれんかという声は強いです。このことだけでも施政方針の中できちっと取り上げる必要があると思うんです。頑張る市長とか頑張る市役所があって、そういう頑張れる人も出てくる。先ほどの質問じゃないですけども、そういうところの施策が見えてこないところが、私は感じととるんですけども、この施政方針の中だけでは書けなかったというところがあるんだろうと思いますけども、その点をお答えいただきたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長（木村春雄君） 増田市長。

〔市長 増田和俊君 登壇〕

○市長（増田和俊君） 施政方針に伴う雇用問題についての御質問であります。

質問の中でおっしゃっていただいておりますように、施政方針の中ですべて具体的な数字を上げてということまでは、全般的にはしておりません。決意を含めた今後の方向性、1年間の方向性というのを重きに置いた施政方針にさせていただいております。したがって、これからの具体的な展開というのは、まだまだ書き入れておらない点は、この1年間などで、市政運営の中で具体的に進めていきたいと思っておりますし、またかつてのリーマン・ショック、21年ですね。求人倍率が0.3まで落ち込んだのが、今、より1に近い0.9台に今持ち直してきた状況もございます。すべてが仕事がないとは言い切れない、そういう数字的な面もございます。ただ若い人がUターン、Iターンしてく中での求める職種とがどうかということになると、そこらが大きな課題であると思っております。したがって、元旦の日にもケーブルビジョンを通して市民の皆さんに訴えていきましたように、企業誘致ということだけを求めるつもりはありません。これはやはり雇用ということ、三次行政としての主要な課題であるというところから、それで企業誘致を進めていこうと。その一つが第3期への立地でございます。したがって、私はこの1年間、それをぜひ実現していくように努力をしていきたいというふうに思っております。

また、後ほど最終段階でもお答えさせていただきたいと思いますが、次期の総合計画に向けた考え方というのは持ち合わせておりますので、そこらも打ち出さずに次期の総合計画を考えておるといことは毛頭思っておりませんので、後ほど時間をいただいて、そこらの私の具体的な思いを述べさせていただきたいというふうに思っております。

（10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（木村春雄君） 宍戸議員。

〔10番 宍戸 稔君 登壇〕

○10番（宍戸 稔君） じゃあ、それを言ってもらってもいいと思うんですけども、今回の施政方針は非常に危機感が感じられない。もっと本気で雇用の場の確保を重点的に置いて施策をこうにするんだというのを打ち出してもらいたかったといいますか、市民はそれを期待してたんじゃなかろうかなというふうに思います。思い切った施策、新規でもいい、あるいは再チャレンジでもいい、融資なり助成制度なり、やっぱりそういう起業に対しての気持ちを起こさせるような、20代から50代の若い人にそういう気持ちを起こさせるような施策というのがやっぱり見えてこんど、なかなか雇用に対しての不安はつきまとう。先ほど給食のところでも言いましたけども、やはりこの三次というのは、商業、農業、とりわけ農業、畜産、林業というのは、この自然環境、地域の自然、地域資源だというふうに思うわけなんです。これを生かしたものをどのように取り組むかというのは、本当に本気になって考える必要があると思うんです。農業法人もそれはいいでしょう。いろんな地域的な仕組みもいいでしょうけども、もうかる農業と言いながら、もうけさせるような農業へのチャレンジしようとする人に対する対策という

か、融資とか助成とか、独自のものを打ち出すというのが感じられない。県の制度がある、国の制度がある、その方向性ばっかしなんです。三次市としての助成制度とか、制度をつくって、それをアピールして、若い人に夢を持ってこの地域に帰ってもらいたい。出ていかずに、この地域で職を起業してもらいたいというふうに、私は強く思うんですけども、その思いというのはいかがなんでしょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 施政方針のことについてのお考えをお聞かせいただきましたが、その点については真摯に受けとめさせていただきますが、私は施政方針ですべての具体的なものを網羅したつもりはございません。これは市広報で後日、予算の議決をいただいた中で、4月以降、具体的な提案といたしますか、市独自の考え方、例えばがんばるまちづくりの支援事業としては、具体的にはがんばる地域の支援事業、がんばる地域産業支援事業、がんばる産業支援事業というような大別の中で、具体的な市の独自施策を打ち出しておりますし、また議員の皆さんのお手元に配付させていただきますように、来年度の政策重点指針として、3つのテーマで「がんばる」「あんしん」「ぬくもり」ということで、がんばるまちづくりにはどういう戦略を持って進めるか、あるいは地域振興、産業振興、景気対策はどういう事業を展開していこうとか、さまざまな面で具体的に進めていきたいというように思っております。それについては、市民の皆さんにも十分御理解いただけるように、広報等万全を尽くしていきたいと思っておりますし、貴重な御指摘をいただきありがとうございます。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 指摘といたしますか、応援のつもりで私は言わせてもらってんですけども、企業誘致課を市長直轄にするというふうに言われました。ある人が、私こういうことをやりたいんですけども、この事業でどうだろう、採択してもらえんדרらうかというのを来られた。まず、企業誘致課の皆さん、担当職員がヒアリングされるというふうに思うんです。ですが、私は市長直轄だったら、市長が直接面接して、ヒアリングして、やる気がどこまであるんか。計画内容はどうなんか。計画の不十分さ、どこがどうなんかというところまで、市長と対でヒアリングして、採択なりもう少しここを補強してきなさいよというようなやり方ができないんかというふうに思うんですけども、いかがなんでしょうか。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 再三申し上げておりますように、具体的な点については、当然私が先頭に行って、企業との面接を含めた、またいろいろな市民の皆さんとの、あるいは企業の皆さんと

のそういう話の場といたしますか、そういう面は当然積極的に前面に出て対応していきたいと思っております。雇用の問題が一番の喫緊の課題であり、最優先課題だと思っております。したがって、そういう意味では、私のみならず、副市長初めとした担当部含めて、全力を挙げて企業の誘致をしていきたい。そのための一つの組織機構の変革という中での企業誘致課を私自身の直轄下において対応していく。あるいは、県のほうへも職員を1名派遣して、情報、特に企業立地に係る課題としては、情報をいかに得るかということが一番でございますから、そこらも含めた広島県への出向も、この4月からさせていきたいというふうに思っております。あらゆるチャンネル、あらゆる対応を持ちながら、全力を挙げていきたいと思っております。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 企業誘致課というのは企業の関係のみということなんですね。ですから、私がちょっと言いたかったのは、起業を志す人、若い人が新規に、あるいは再チャレンジとしてこういうことをやりたいんだというのを、直接市長に訴える場を設けてもらいたいという思いで言いました。ですから、企業誘致課ということにはならないかと思えますけども、そういうところの場面をぜひつくっていただいて、若い人のやる気を助けていただきたいというか、思いを遂げさせていただきたいというふうに思います。そういうことで、次の質問に移らせていただきます。済いません。

変革の時代への対応ということで言わせていただいとります。

これはよく一般質問の中で市長なり執行部の方がお答えになるのが、今までのやり方を踏襲するとか、近隣町村の動向を見ながら対応させていただきますという答弁が多いわけなんです。ですが、かつてはそういう答弁でもよかったかと思えますけども、それは余りにも三次市という独自性のなさを暗に言っとるというようなことで私は受けとめさせていただいております。

先ほど来申し上げますように、職員の意識改革、議会の意識改革もなんですけども、市長の意識改革とか意気込み、熱意というものを、ぜひこの施政方針の中で言ってもらいたいというふうに思ったわけなんですけども、なかなかちょっとそこが、私だけなんか知らんですけども、感じ取れなかったというところがあります。もう少し力強く元気を出して、自信を持って迫力を持ってこの施政方針を皆さんに訴えてもらいたかったというふうに思います。かつては施政方針演説というような、演説という言葉もついとったぐらいなんで、そういうところを出していただくということで、職員のやる気を換気する、あるいは市民のやる気を換気するということにつながっていくのではなからうかなと。5万8,000人の先頭に立たれるのが増田市長なんですから、その思いをもう少し力強く発揮してもらいたいんですけど、今後の思いをちょっとお伺いしたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長（増田和俊君） 御指摘をいただきありがとうございます。変革の時代に向けての対応ということでございますが、確かに御指摘のように、立派な計画をつくるだけでよいとは毛頭思っておりません。実行するための計画策定であるということは当然であると思っております。先ほど、総合計画に関する御質問でもありましたが、私の考え方を少し述べさせていただきたいと思っております。

総合計画、その性質上、市長が交代するたびに策定するものではないということは言うまでもありません。また、本計画は議会で議決をさせていただいております、その思いは十分理解をいたしております。今後の策定に当たっての考え方ではありますが、中・長期の期間を見通してまちづくりを進めていく根幹的な指針となるものでありまして、現計画が満了する平成26年度末までに、すなわち私の任期中に次期の総合計画を策定していきたいと考えております。

その総合計画は、社会経済情勢の変化に対応していく必要がありますが、現総合計画についてもこの間の諸情勢の劇的な変化を踏まえて、まちづくりのあり方を変えていくものであり、しっかり守っていくものは守っていく。改めて洞察し、計画を明確に位置づけながら、必要なものは考えていくという考えでございます。したがって、次期の総合計画を策定に当たりましては、1年を前倒しをして、平成26年度からスタートできるような準備を、24年度から進めてまいりたいというふうに思っております。

増田市政は何をやりたいかということもあろうかと思っておりますから、あえて申し上げておきたいと思っておりますが、1つは、よりよくなることについては果敢に挑んでいきたいと思っております。守るべきものはしっかり守っていく。変えるべきものは変えていくということに徹していきたいという、これを基本理念に置きながら、第1には、地域を生かす取り組みを進めていきたい。そのうちのひとつとして、各地域の個性と特性を生かしたまちづくり、2つは地域資源と財産を生かしたまちづくりを果敢に挑みたいと考えております。

第2には、地域を守る取り組みとしまして、1つには、先ほど来申し上げられておられます雇用の確保、これを大きな課題として取り組んでいきたいと思っております。2つは、子育て支援と教育などの少子化対策、これは真剣に取り組んでいかなきゃならない一つの項目であると思っております。そして、荒廃化がいろいろ進んできておる中でありますから、農地を守り、集落を存続させていく取り組みを進めていきたいと思っております。最後に、周辺の地域の定住対策、人口減少が三次全体でも進んでおりますが、とりわけ周辺に人口減少が著しい段階の中で、何らかの定住対策はしっかりと取り組んでいきたいというように思っております。

そして、大きい3番目として、地域を変える取り組みとして、1つには、新しい公共という見地から、まちづくりを進めていきたい。いわゆる住民の力を生かしていきたいということがあります。2つ目は、地域を変えるためには、やはり人づくり、その人をまた生かす地域づくり、これが大切であると思っておりますから、その点も含めて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、大きな柱として、時代の変化に対応できる次期の総合計画の策定を、平成24年度から進めていきたいと思っておりますし、激しく変化する時代に的確に対応していく行政というの

を、一生懸命つくり上げていきたいと思っておりますから、具体的には24年度から真剣に取り組んでまいりたいと、このように思っています。

(10番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(木村春雄君) 宍戸議員。

[10番 宍戸 稔君 登壇]

○10番(宍戸 稔君) 次期の総合計画に期待するところはありますけれども、次期と言わずに24年度からということが差し迫ったところなんで、ぜひ施政方針の具現化、具体化を早急に進めていって、予算が可決した時点で早急に進めていっていただきたいというふうに思います。

市長の意識改革ということも言わせていただきました。職員の意識改革、それですさらには議会の意識改革ということで、議会も今まで改革ということに合併以来取り組んできました。意識改革はもちろんですけれども、一般質問においてのこうやっての対面式の一問一答方式、それから議会報告会、ことして5回目というもの、あるいは議会の基本条例の制定と、これも県下では一番最初に取り組んだ取り組みということで、そういう評価もあるわけなんですけれども、いかにこの三次の議会、議員が議会を変えようということに取り組んできたかというのが評価されるべきだろうと私は思います。自分たちのことでありながら。この先頭に立ってこられたのが、前議長であります伊達亮詞議長、前議長、さらには現議長であります木村議長が先頭に立ってこられたということが大きなリーダーシップを発揮されたことからこういうことが生まれてきたと思います。したがって、市長が頑張る姿、議会が頑張る姿を市民に示して、頑張る施策を示すことによって、市民が頑張れるんだということを申し上げて、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長(木村春雄君) お諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村春雄君) 御異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決定しました。

本日は大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 3時 8分——



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成24年3月2日

三次市議会議長 木村春雄

会議録署名議員 池田徹

会議録署名議員 久保井昭則